

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・ 資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度

産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル

申請の手引き

平成30年4月



東京都知事指定第三者評価機関

公益財団法人 東京都環境公社

平成30年度申請の手引き 目次

番号	内 容	ページ数
1	制度の概要	1
2	申請の資格・対象者	1
3	申請区分	1
4	申請から認定・公表までの流れ	2
5	申請方法	3
6	申請受付場所	4
7	申請書類	5
8	申請書類の綴じ方	6
9	申請手数料	9
10	評価内容及び審査	12
11	判定及び認定	14
12	認定証の取扱い・ロゴマーク等の使用	14
13	認定後の変更届等	15
14	優良性基準適合認定事業者情報の公開	16
15	留意事項	16
16	様式例集及び参考資料	
	認定申請書（様式第1号）	19
	同意書（様式第2号）	22
	環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書（様式第3号）	23
	経営状況確認書（様式第4号）	24
	インターネットによる情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）	25
	労働安全衛生関係法令の規定による労働災害が起きていない旨の自己申告書（様式第6号）	30
	課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）	31
	「納税等」に係る証明書等について（参考資料1）	32
	「低公害・低燃費車両、重機」項目に関する記載例（参考資料2）	34
	運搬車の排ガスレベルの見方（参考資料3）	35
17	インデックス記号表	37
18	評価基準表（自己評価含む）	
	（1） 収集運搬業（積替え保管を除く） 別表1-1	39
	（2） 収集運搬業（積替え保管を含む） 別表1-2	45
	（3） 中間処理業 別表1-3	53
	（4） 専門性	
	① 収集運搬業（積替え保管を除く） 別表1-4（ア）	63
	② 収集運搬業（積替え保管を含む） 別表1-4（イ）	65
	③ 中間処理業 別表1-4（ウ）	67
19	現地審査資料チェック表	
	（1） 収集運搬業（積替え保管を除く） 別表2-1	69
	（2） 収集運搬業（積替え保管を含む） 別表2-2	71
	（3） 中間処理業 別表2-3	73

1 制度の概要

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を、東京都から第三者評価機関として指定されている公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する制度です。

新規申請の有効期間は2年間、更新申請の有効期間は3年間です。

2 申請の資格・対象者

(1) 申請の資格

東京都知事又は八王子市長もしくはその両方の産業廃棄物処理業許可を取得し、評価及び認定を受けようとする業の区分において、都内での産業廃棄物処理業の実績が、1年以上の事業者

(2) 申請にあたって満たすべき条件

評価基準表（別表1）で自己評価し、基準を満たすこと

（評価の基準については、12ページ「10 評価内容及び審査」を参照ください。）

(3) 対象者

① 新規申請：新たに優良性基準適合認定を希望する事業者

② 更新申請：平成31年3月31日にて、認定の有効期間が終了する認定事業者で、平成31年4月1日より継続して優良性基準適合認定を希望する事業者

3 申請区分

(1) 認定の区分は、次の①～②のとおりです。

① 産 廃 エ キ ス パ ー ト（第1種評価基準）：業界のトップランナー的事業者

② 産 廃 プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ ル（第2種評価基準）：業界の中核的役割を担う優良事業者

(2) 業の区分は、次の①～③のとおりです。

① 収集運搬業（積替え保管を除く）

② 収集運搬業（積替え保管を含む）

③ 中間処理業

(3) 専門性評価基準

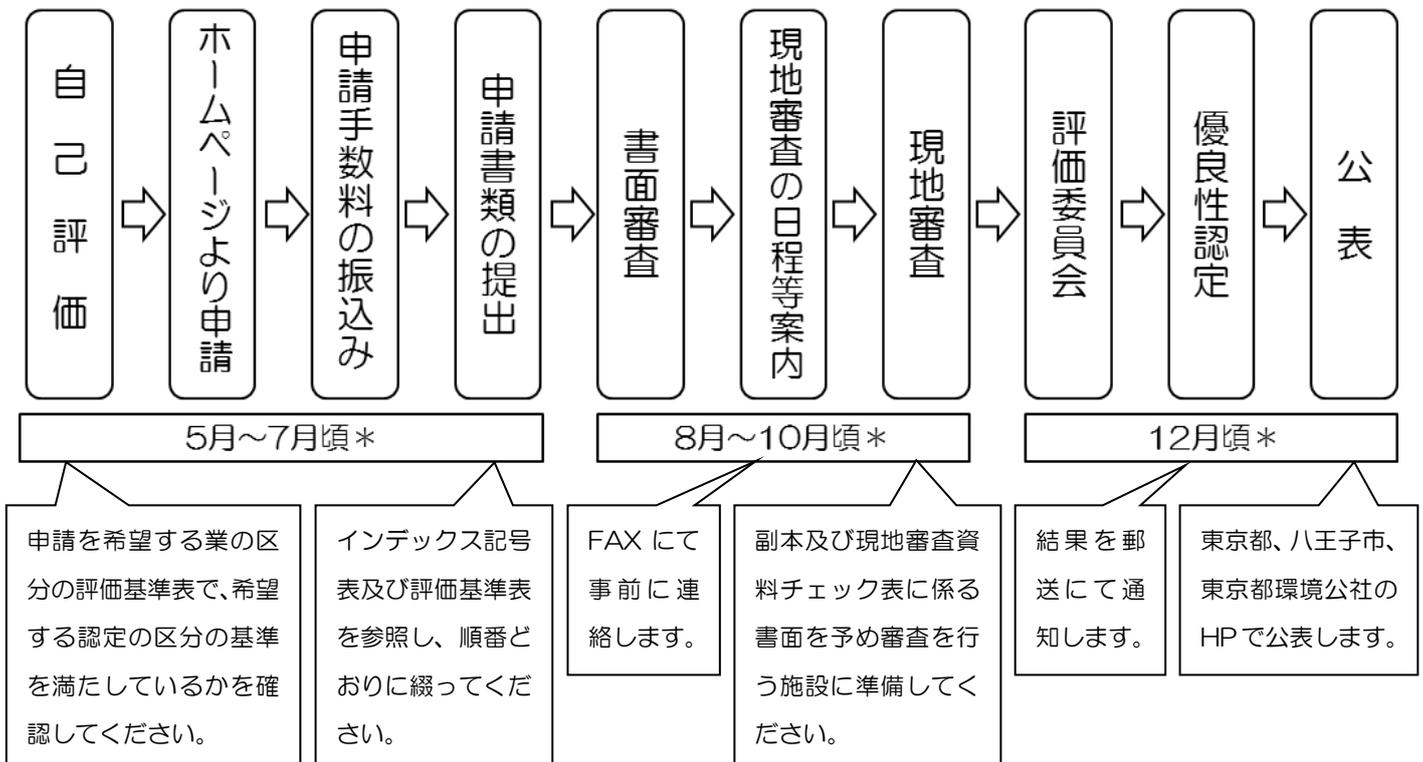
特別管理産業廃棄物における感染性産業廃棄物を扱う場合のみが対象となります。

専門性評価基準のみの単独申請はできません。（1）の認定の区分に加え、（2）の業の区分ごとに申請してください。

(4) 同時申請

東京都又は八王子市もしくはその両方において複数の業の許可を取得している場合は、取得しているすべての業の区分を申請してください。

4 申請から認定・公表までの流れ



*時期は例年の目安です。年度によって異なりますので必ず申請年度の情報をご確認ください。

< 申請受付期間 >

(1) 更新申請

- 収集運搬業（積替え保管を除く）の書面受付期間
：平成30年5月21日（月）～7月13日（金）
- 収集運搬業（積替え保管を含む）の書面受付期間
：平成30年5月21日（月）～7月20日（金）
- 中間処理業の書面受付期間
：平成30年5月21日（月）～7月20日（金）
- 収集運搬業 + 中間処理業（複数申請）の書面受付期間
：平成30年5月21日（月）～7月31日（火）

(2) 新規申請 : 平成30年6月18日（月）～8月31日（金）

5 申請方法

(1) 東京都環境公社ホームページより申請エントリーを行ってください。

※ トップページ → 優良性基準適合認定制度事業 → 平成30年度申請について →

申請フォーム より申請してください。

東京都環境公社ホームページ：<https://www.tokyokankyo.jp/>

(2) (1)の後、書面審査に必要な書類をすべて用意し、受付期間内に東京都環境公社まで持参してください。

① 受付について

- あらかじめ電話で日時の予約をしてください。
- 受付時に、ファイルの内容（申請に必要な書類が不足していないか等）を確認させていただきますので、正本と副本を併せてお持ちください。
- 所要時間は1時間～1時間半です。
- 申請書類作成ご担当者の方のご来社をお願いいたします。

② 遠方で持参が困難な場合に限り、郵送にて受付いたします。

- 郵送前に公社へ電話でご連絡のうえ、正本と副本を併せてお送りください。
- 到着後、事務局で内容を確認し、申請書類の不足等で受領出来ないと判断した場合は、一度返却させていただきます。（この場合、送料は申請者の負担となります。）
- 受付後、受領印を押した副本を返送させていただきますので、返信用封筒等を同封してください。
- 申請書類には個人情報等が含まれるため、レターパックプラス、宅配便等をご利用ください。

③ 申請受付期間を過ぎての受領は致しかねますので、余裕を持ってご準備ください。

6 申請受付場所

郵便番号 130-0022

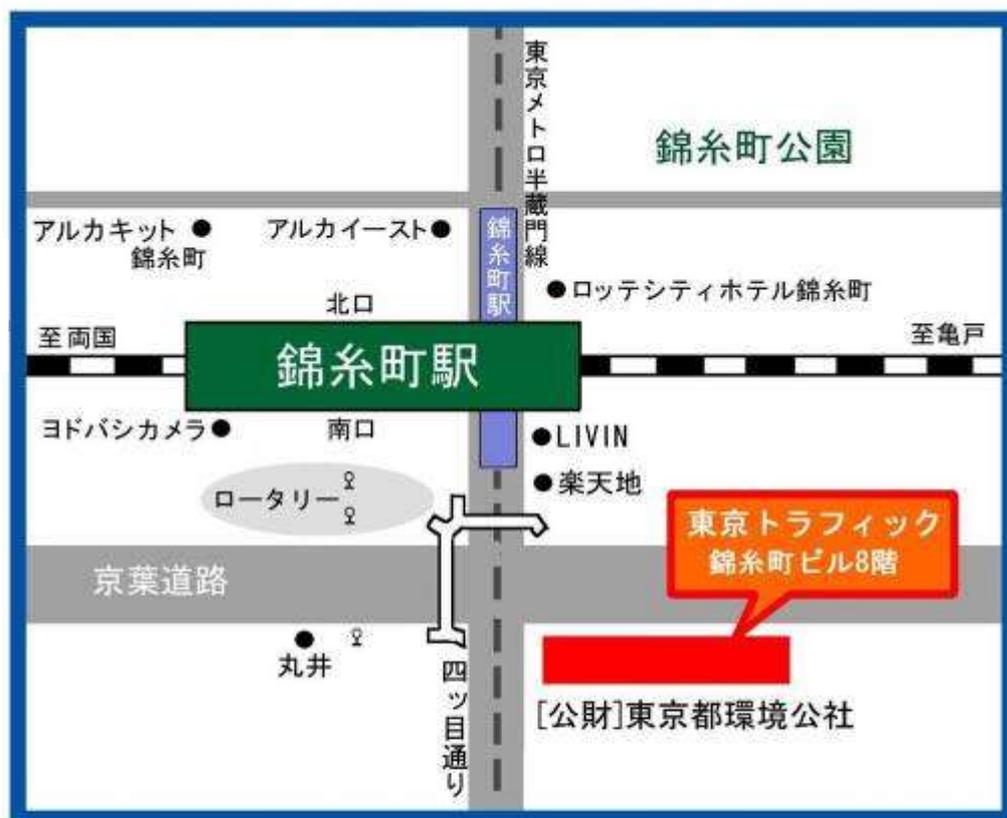
住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号 東京トラフィック錦糸町ビル 8 階
JR 総武本線・東京メトロ半蔵門線「錦糸町駅（南口）」から 徒歩 1 分
都バス「錦糸町駅（南口）」停留所から徒歩 1 分

名称 公益財団法人 東京都環境公社 優良性認定評価室

電話 03-3644-1381 ^{イ・サ・ハイ}

F A X 03-3644-2260

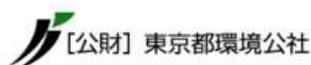
【受付場所案内図】



7 申請書類

(1) 申請用紙等

- ・ホームページからの申請エントリーが完了すると、下記の画面に移ります。入力された内容が各様式に転記されますが、画面の保存ができないシステムとなっています。画面を閉じずに、引き続き様式の印刷及びファイルのダウンロードをしてください。
- ・申請される業の区分ごとに様式が必要となりますので、捺印前に必要枚数を印刷してください。



平成30年度 優良性基準適合認定制度 申請フォーム



以下のページを開いて、全て印刷し、書類を作成してください。

申請された業の区分の書式が表示されます。	様式第1号 認定申請書	ページを開く	様式第1号から第7号までは、申請フォームに入力された内容が自動転記されます。必要な枚数を印刷してください。
	様式第2号 同意書	ページを開く	
	様式第3号 不利益処分に該当しない旨の誓約書	ページを開く	
	様式第5号 情報公開の更新履歴等確認書(収集運搬業)	ページを開く	
	様式第5号 情報公開の更新履歴等確認書(中間処理業)	ページを開く	
	様式第6号 労働災害が起きていない旨の自己申告書	ページを開く	
	様式第7号 課税等されていない旨の誓約書	ページを開く	
	インデックス記号表	ページを開く	
	様式第4号 経営状況確認書(Excel形式)	ファイルをダウンロード	
	評価基準表(Excel形式)		
}	収集運搬業(積替え保管を除く)	ファイルをダウンロード	
	中間処理業	ファイルをダウンロード	
	専門性・収集運搬業(積替え保管を除く)	ファイルをダウンロード	
	専門性・中間処理業	ファイルをダウンロード	

(2) 様式第4号「経営状況確認書」及び「評価基準表」

- ① パソコン上にファイルをダウンロード → 名前をつけて保存をしてください。
- ② 様式第4号はもれなく入力し、印刷してください。(24 ページ記入例参照)

評価基準表では、各項目のチェックボックスをクリックすると 得点がプルダウンより選べるようになっておりますので、自己評価を入力してください。

得点の入力が完了すると、配点合計を満点とした得点率が表示されます。得点率が表示された状態で印刷し、インデックス番号 J (評価基準表) として提出してください。

8 申請書類の綴じ方

① 申請ファイルの表紙及び背表紙には、下記の記入例のように表示してください。

ファイル表紙(例)

① 平成**年度
優良性基準適合認定制度
申請書類

② 認定の区分：産廃エキスパート
③ 業の区分：収集運搬業（積替え保管を除く）
④ 専門性評価基準
⑤ 株式会社環境 ABC

背表紙(例)

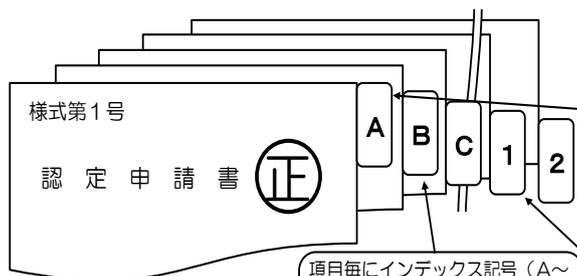
① 平成**年度
② 産廃エキスパート
③ 収集運搬業（積替え保管を除く）
④ 専門性評価基準
⑤ 株式会社環境 ABC

- ① 年度
② 認定の区分
③ 業の区分
④ 専門性を申請している場合のみ記載
⑤ 会社名

② 「評価基準表」（別表1）を参照のうえ、認定申請書（様式第1号）から項目の順番どおりに綴じてください。

各項目の資料には、「インデックス記号表」（37ページ）及び評価基準表の「自己評価表番号」を参照し、アルファベット及び番号を記載したインデックスをつけてください。

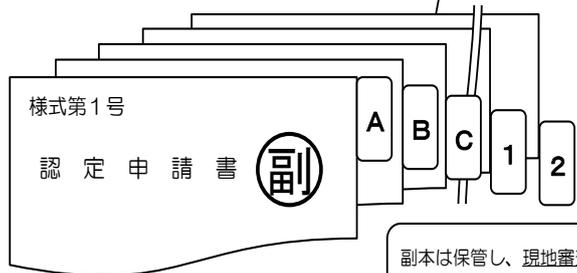
(正本) 1部 提出



インデックス記号表 (P 37)

インデックス記号	様式名
A	
B	

(副本) 1部 控え



18 評価基準表 (別表1)

自己評価表番号	評価項目
1	
2	

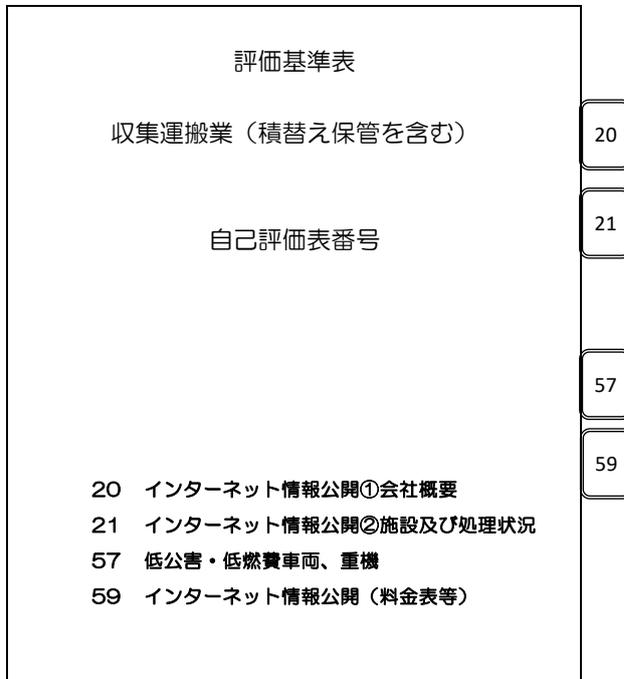
項目毎にインデックス記号 (A~K) 及び自己評価表番号 (1~***) のインデックスを付けてください。※1

副本は保管し、現地審査を受ける時に用意してください。

※1 自己評価番号は、認定の区分及び業の区分により変わります。申請の区分にあわせて自己評価番号を付けてください。

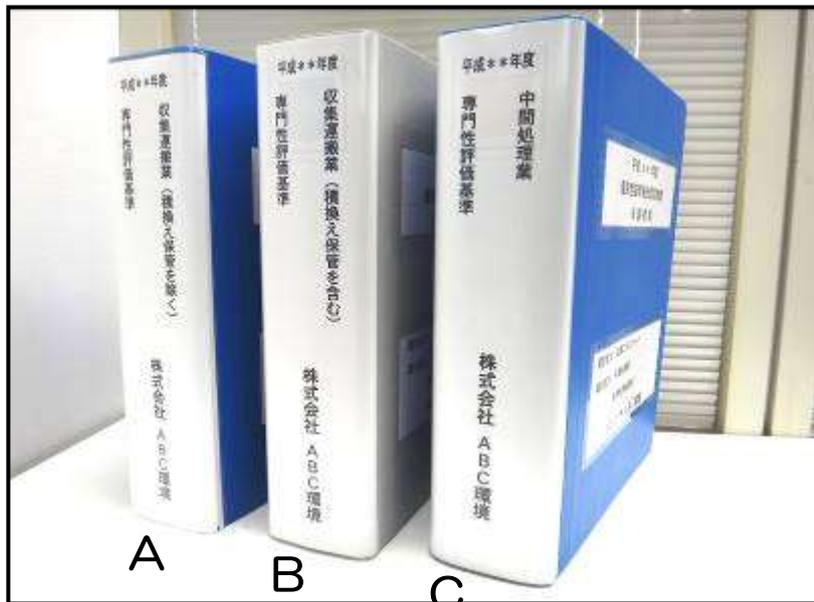
- ⑤ ひとつの書面で複数の項目を兼ねる場合は、その書面に関係するインデックスを貼って提出することができます。

【資料の例】 自社ホームページ画面の写し



※お願い事項
提出される書面の中で、各項目が表記されている箇所が一目でわかるようにしてください。
(例：マーカー等で塗る、表記されている箇所にインデックスを貼る、等)

- ⑥ 複数の業を同時に申請する場合は、業の区分ごとにファイルを作成してください。



- A 収集運搬業（積替え保管を除く）
- B 収集運搬業（積替え保管を含む）
- C 中間処理業

- ⑦ 必ず正本の写し（副本）を作成してください。現地審査時に使用するため現地審査場所に保管してください。

また、正本に変更や追加があれば副本も同様に整えてください。

9 申請手数料

(1) 申請手数料

- ① 下記、東京都環境公社指定の銀行口座にお振り込みください。
- ② 認定申請書に「振込金受取書」「ご利用明細書（ATM）」等、振込が確認できる書面の写しをインデックス記号H（振込領収書）として提出してください。
*インターネットバンキングを利用した振込の場合、振込日・振込先・振込人・金額等の情報が記載されている画面の写しをご提出ください。
- ③ 振込手数料は申請者の負担となります。
- ④ 一度納入された申請手数料は、原則返金いたしません。

<振込先>

銀行口座

銀行名 三菱UFJ銀行

支店名 深川支店

店番 086

口座番号 1599124（普通預金）

口座名 公益財団法人 東京都環境公社

(2) 遠隔地の審査

- ① 都の島しょ地域及び都外の遠隔地において審査の必要がある場合は、現地審査の終了後、評価員の交通費及び宿泊費を申請者へ請求いたします。
- ② 現地審査は評価員2名で行いますので、交通費、宿泊費は2名分となります。
- ③ 算出基準は、以下のとおりとなります。
 - ・錦糸町駅を起点として、申請者の現地審査所在地までの直線距離が100km以遠の場合、往復の鉄道賃を請求いたします。（特急料金を含む。）
 - ・北海道、四国、九州（沖縄含）及び都の島しょ地域の場合は往復の航空賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。ただし、都の島しょ地域で交通手段が船便のみの場合は往復の船賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。
 - ・遠距離の場合や交通事情により、日帰りが不可能な場合は宿泊費として1人1泊当たり10,000円を請求いたします。

(3) 申請手数料表（消費税及び地方消費税を含む）

①新規申請者向け：基本料金

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業		専門性
産廃エキスパート	151,200円	194,400円	216,000円	+	32,400円
産廃プロフェッショナル	108,000円	151,200円	172,800円		

新規申請者向け：複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①又は②に て専門性の申請をす る場合	業の区分①及び②に て専門性の申請をす る場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃エキスパート	中間処理業	291,600円	324,000円	356,400円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	313,200円	345,600円	378,000円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	226,800円	259,200円	291,600円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	248,400円	280,800円	313,200円

新規申請者向け：複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①又は②に て専門性の申請をす る場合	業の区分①及び②に て専門性の申請をす る場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	248,400円	280,800円	313,200円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	280,800円	313,200円	345,600円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を除く)	270,000円	302,400円	334,800円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	291,600円	324,000円	356,400円

②更新申請者向け：基本料金

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業		専門性
産廃エキスパート	135,000円	178,200円	194,400円	+	32,400円
産廃プロフェッショナル	97,200円	135,000円	156,600円		

更新申請者向け：複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①又は② にて専門性の申請 をする場合	業の区分①及び② にて専門性の申請 をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃エキスパート	中間処理業	261,900円	294,300円	326,700円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	283,500円	315,900円	348,300円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	205,200円	237,600円	270,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	224,100円	256,500円	288,900円

更新申請者向け：複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①又は② にて専門性の申請 をする場合	業の区分①及び② にて専門性の申請 をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	224,100円	256,500円	288,900円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	256,500円	288,900円	321,300円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を除く)	243,000円	275,400円	307,800円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	261,900円	294,300円	326,700円

10 評価内容及び審査

(1) 評価の基準

① 産廃エキスパート

「遵法性」、「安定性」及び「先進的な取組」の適合について判定します。

② 産廃プロフェッショナル

「遵法性」、「安定性」の適合について判定します。

③ 専門性評価基準（感染性廃棄物を取扱う場合に限る。）

「専門性」の適合について判定します。

④ 評価基準表の「遵法性」及び「専門性」の項目は、産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルともに、該当する項目の全てを満たしていることを必須とします。

「安定性」及び「先進的な取組」は、各々の評価項目の得点合計を配点合計で割った得点率が下記の基準を満たすものを認定します。（得点／配点＝得点率）

<評価の基準>

区分	遵法性	安定性	先進的な取組	専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	全項目 必須 (100%)	80%以上	60%以上	全項目 必須 (100%)
産廃プロフェッショナル		70%以上	—	

※「安定性」の「労働安全衛生組織」及び「労災防止」の項目について、様式第6号の提出がない場合は必須となります。

(2) 審査方法

① 評価基準表（別表1）に基づき、書面審査及び現地審査を実施します。

書面審査は、提出された申請書類を、評価員が審査します。

なお、書類審査において不足及び不備がある場合には、追加または再提出していただきます。

② 現地審査は、原則として評価員を2名1組とし、申請者の許可住所や施設住所の施設において、現地審査資料の内容を具体的に確認し、評価基準に適合しているかを審査します。

(3) 現地審査について

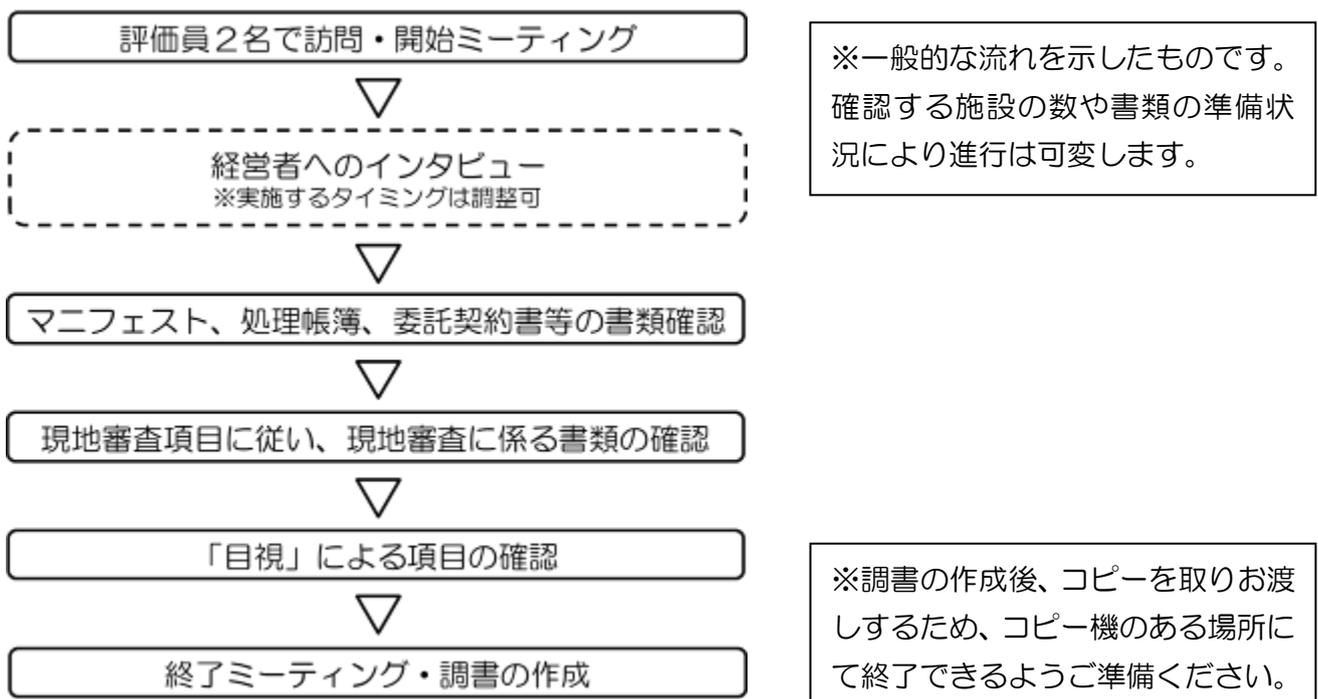
<準備する書類>

- ① 現地審査において必要な書類は、「現地審査資料チェック表」(別表2)のとおりです。副本と併せて、審査を行う施設に集めて用意しておいてください。
- ② マニフェストと、その内容を照合できる処理帳簿及び委託契約書は、新規申請者は過去5年間分の中から、更新申請者は前回審査以降の分の中から指定し、確認させていただきます。なお、確認する書類及び現地審査の日時については、事前に FAX にて連絡いたします。
- ③ マニフェストや処理帳簿を電子情報で管理している場合は、端末画面で確認させていただきますので印刷する必要はありません。

<審査に要する時間>

- ・単独の業の区分で申請した場合：午前又は午後のうち2～3時間程度
 - ・複数の業の区分で申請した場合：午前及び午後
- ※「経営理念」の評価項目確認にあたり、訪問時間のうち、15分程度の時間で経営者インタビューをさせていただきます。
- ※書類の準備状況、審査する施設の数・移動距離等により審査時間は前後いたします。

<審査の流れ>



11 判定及び認定

(1) 評価委員会の判定

評価委員会は、評価員が実施した書面審査及び現地審査の調査結果を基に、申請者の評価基準への適合の可否について判定します。

なお、産廃エキスパートで申請した事業者については、審査の結果得点率が産廃エキスパートの基準に満たなかった場合でも、産廃プロフェッショナルの基準を満たしていれば、産廃プロフェッショナルの適合を認めるものとします。

(2) 認定結果の通知

- ① 評価委員会にて判定後、申請事業者に「認定結果通知書」を郵送します。
- ② 認定基準適合事業者については、東京都環境公社のホームページで公表します。

また、東京都知事と八王子市長に認定の結果を報告し、東京都と八王子市は報告に基づき、評価基準適合事業者の名称等をホームページで公表します。

- ③ 認定基準適合事業者には、認定証を交付します。

(3) 認定に要する期間

申請受付締切日からおおむね5ヶ月です。

12 認定証の取扱い・ロゴマーク等の使用

(1) 認定証の取扱い

- ① 主たる事務所の見やすい場所に掲示してください。
- ② 他人に譲渡又は貸与することはできません。

(2) 認定事業者は、申請することにより「ロゴマークシール」及び「ロゴデータ」の使用ができます。「ロゴマークシール」及び「ロゴデータ」の使用の詳細については、東京都環境公社のホームページを確認してください。



(3) 優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）に対応した産業廃棄物処理業許可証の交付を希望する認定事業者には、東京都又は八王子市に「許可証再交付申請書」を提出することにより、ロゴマーク及び認定番号を付した産業廃棄物処理業許可証が交付されます。

（お問い合わせ）・東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当

03-5388-3587

・八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

042-620-7458

13 認定後の変更届等

申請した情報に変更が生じた場合、東京都環境公社のホームページより様式をダウンロードし、公社まで提出してください。

東京都環境公社ホームページ：<https://www.tokyokankyo.jp/>

① 変更届出書

法人は、名称・代表者・住所のいずれかの変更が生じた場合

個人は、氏名・住所のいずれかの変更が生じた場合

② 廃止届出書

廃業、吸収合併等の理由により認定証が不要となった場合（あわせて認定証を返納してください。）

③ 再交付申請書

認定証を紛失、又は毀損したとき（毀損の場合には、認定証を添付してください。）

④ 変更認定（トライアル認定）申請書

有効期間内に産廃プロフェッショナルから産廃エキスパートへ変更申請する場合

記入例及び注意事項

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

承 諾 書

公益財団法人東京都環境公社 WEB サイトの「優良認定事業者検索システム」で下記の情報を公開することを承諾いたします。

記

1 事業者情報

* 事業者名称、許可住所

2 ホームページアドレス

3 取扱品目

* 品目については、公社で記載します。

* 特別管理産業廃棄物については、感染性廃棄物のみ

4 優良性基準適合認定に関する情報

* 認定番号、認定の区分、業の区分、専門性の有無、認定更新回数、認定の期間

5 産業廃棄物許可番号

* 専門性で認定を受けている場合は特別管理産業廃棄物の許可番号を含む

6 認定業者の声

* 事業者様より投稿いただいた内容をそのまま掲載させていただきます。

7 連絡先

* 営業用電話番号 ○○ — ○○○○ — ○○○○

* 営業用電話番号が無い場合は、公表してもかまわない番号（代表番号等）を記載してください。

取扱い品目は、基本情報として公社で記載いたします。（東京都の処理業者情報どおり）

なお、取扱い品目の変更が生じた場合は、公社まで変更の連絡をお願いします。

認定後、投稿方法をご案内します。

* 必須

排出事業者からの問い合わせに対応可能な電話番号をご記入ください。無い場合は、公表可能な番号（代表番号等）を記載してください。

平成 年 月 日

書類を作成した日付をご記入ください。

所在地 東京都○○区○○ ○丁目○番

名称 株式会社○○○

代表者名 ○○ ○○

印

16 様式例集及び参考資料

- (1) 認定申請書（様式第1号）
- (2) 同意書（様式第2号）
- (3) 環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書（様式第3号）
- (4) 経営状況確認書（様式第4号）
- (5) インターネットによる情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）
- (6) 労働安全衛生関係法令の規定による労働災害が起きていない旨の自己申告書（様式第6号）
- (7) 課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）
- (8) 「納税等」に係る証明書等について（参考資料1）
- (9) 「低公害・低燃費車両、重機」項目に関する記載例（参考資料2）
- (10) 運搬車の排ガスレベルの見方（参考資料3）

申請フォームから自動で転記されます。

様式第1号

平成**年 **月 **日

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒130-0022

申請者 住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
東京トラフィック錦糸町ビル 8F

氏名 株式会社環境ABC

代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



内容をご確認の上、必ず
押印して提出してください。

認定申請書

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

■ 申請内容

申請内容	認定の区分	業の区分	専門性の有無 (有の場合:業の区分)	申請手数料 (円)
新規	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を除く)	収集運搬業(積替え保管を除く)	356,400 円
新規	産廃エキスパート	中間処理業	中間処理業	

■ 東京都の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分		東京都の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業	13-00-*****	平成**年**月**日まで
	中間処理業	13-20-*****	平成**年**月**日まで
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	13-56-*****	平成**年**月**日まで
	中間処理業	13-71-*****	平成**年**月**日まで

■ 八王子市の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分		八王子市の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業	109-10-*****	平成**年**月**日まで
	中間処理業		
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業		
	中間処理業		

八王子市の許可証をお持ちの場合は
「109」から始まる番号

様式第1号

■ 申請担当者等連絡先

担当者	氏名	産廃 太郎	部署名	総務部
	フリガナ	サンパイ タロウ	役職名	部長
	電話番号	03-3644-1381	FAX	03-3644-2260
	メールアドレス	Sanpai-t@kankyo.jp	備考	携帯電話番号
ホームページアドレス	http://www.kankyo.jo	090-●●●●●●-●●●●●●		
担当者の方と連絡が取れなかった場合の連絡先	氏名	産廃 次郎	部署 役職名	総務部 課長
	フリガナ	サンパイ ジロウ	連絡先	電話番号 03-●●●●●●-●●●●●●

■ 申請代理人の情報

行政書士等 代理人がいる場合 の連絡先	氏名	産廃 三郎	会社名	産廃行政書士事務所
	フリガナ	サンパイ サブロウ	部署 役職名	法人部 チーフ
	電話番号	03-0000-0001	FAX	03-0000-0001

■ 第三者評価機関の認定番号(更新申請される方のみ記入)

区分	収集運搬業		中間処理業
	(積替え保管を除く)	(積替え保管を含む)	
産廃エキスパート			
産廃プロフェッショナル			

■ 収集運搬業(積替え保管含む)及び中間処理業の施設に関する情報(都内全て)

収集運搬業(積替え保管を含む)の方は、都内の「積み替え保管施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。 中間処理業の方は、都内の「事業の用に供する施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。 ※登録されているとおり、記載されていますか。 (例)○丁目○番○号 ○番地○号	<input checked="" type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号 ----- 施設名: 積替え保管施設 1(墨田ベース)
	<input checked="" type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都江東区新砂一丁目 7 番 5 号 ----- 施設名: 積替え保管施設 2(新砂ベース)
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 ----- 施設名: 処理施設 1(新宿工場)
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input checked="" type="radio"/> 中間処理業	住 所: 東京都立川市錦町四丁目 6 番 3 号 ----- 施設名: 処理施設 2(多摩リサイクルセンター)
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所: ----- 施設名:
	<input type="radio"/> 収集運搬業 <input type="radio"/> 中間処理業	住 所 ----- 施設名:

様式第1号

■ 収集運搬業で届出している駐車場の情報(届出している都内全ての駐車場を入力)

駐車場 所在地 (都内)	東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号	使用 権原	賃貸
	東京都江東区新砂一丁目 7 番 5 号		所有

■ 申請者のマニフェスト状況等(現地審査情報)

マニフェスト 保管状況	整理方法	月または日ごとに整理している	
	月の枚数	月に約 1,200 枚以上	
マニフェスト、処理帳簿、委託契約書の現地審査用書類が確認できる施設の名称・住所・最寄駅から施設までの経路。複数の施設を保有する場合は、施設を回る際の希望順路を記入。		<p>中間処理施設が2箇所ありますので、順路は①、②の順で希望します。</p> <p>①環境リサイクルセンター 東京都江東区潮見一丁目 3 番 2 号 JR京葉線「潮見駅」から徒歩 10 分</p> <p>②環境プラント 東京都大田区城南島三丁目 3 番 1 号 東京モノレール「流通センター駅」から 京急バス城南島循環城南島 4 丁目 バス停徒歩 1 分</p>	
経営者インタビューの 回答者	役職名	氏名	
	常務取締役	東京 良彦	
<備考> ※記入しきれなかった事項など、自由にご記入下さい。			

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

同 意 書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度による評価及び認定において、東京都と八王子市が保管する申請者の業の許可申請に関連する資料を、公益財団法人 東京都環境公社が閲覧することに同意します。

平成**年 **月 **日

申 請 者 住 所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏 名 株式会社環境 ABC
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



内容をご確認の上、
押印して提出してください。

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令(*1)の規定による不利益処分(*2)を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者(*3)に該当しないことを誓約します。

平成**年 **月 **日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境 ABC
代表取締役 環境 正太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



内容をご確認の上、
押印して提出してください。

不利益処分とは

*1

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

*2

行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分(法の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当し、行政指導はこれに該当しない。)をいう。

*3

不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であつた者で当該不利益処分の日から5年を経過しない者を含む。

経営状況確認書

※小数点以下切捨て
※1円単位で記入すること

総資本経常利益率 (評価基準: 2%以上)

<<直近の期>>

科目	金額	備考
経常利益(a)	21,005,678	損益計算書より転記
総資本(b): 純資産と負債の合計金額(f)	651,234,567	貸借対照表より転記
経常利益(a) ÷ 総資本(b) × 100	3%	

※ 部分のセルは、自動的に数値が記載されます。

経常利益金額等

(評価基準: 直前3年の各事業年度における経常利益額と減価償却費との合計金額の平均値が0を超えること)

事業年度	第(20)期	第(21)期	第(22)期 <<直近の期>>	3年分の平均額	備考
	27年4月1日) 28年3月31日	28年4月1日) 29年3月31日	29年4月1日) 30年3月31日		損益計算書 より転記
経常利益(a)	52,075,230	21,228,900	21,005,678		
減価償却費(c)	33,550,200	23,008,190	12,589,000		
経常利益(a) + 減価償却費(c)	85,625,430	44,237,090	33,594,678	54,485,732	

※「減価償却費(c)」の額が販売費及び一般管理費の一項目として分割して記載されていない場合には、「減価償却費(c)」欄には「0円」と記載してください。

自己資本比率 (評価基準: 15%以上)

<<直近の期>>

科目	金額	備考
純資産額(d)	231,105,260	貸借対照表より転記
負債額(e)	420,129,307	
純資産(d)と負債(e)の合計金額(f)	651,234,567	
純資産額(d) ÷ 純資産と負債の合計金額(f) × 100	35%	

流動比率 (評価基準: 150%以上)

<<直近の期>>

科目	金額	備考
流動資産合計(g)	2,592,926,667	貸借対照表より転記
流動負債合計(h)	1,456,800,036	
流動資産合計(g) ÷ 流動負債合計(h) × 100	177%	

様式第5号

インターネットによる情報公開の更新履歴等確認書 (収集運搬業者)

自社ホームページで公開している各事項について、直近で更新した年月日と内容を記載して下さい。
 ※「産廃情報ネット」を利用している申請者について、「産廃情報ネット」で印刷できる「更新履歴情報の写し」を添付する場合は、下記に更新年月日等の記載が不要です。

○産廃情報ネット利用の有無: 有 無 ← レ点チェック記入

○公開情報を閲覧できる自社ホームページアドレス:

対象	評価項目	公開事項	更新すべき頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項
産廃エキスパート及び産廃プロフェッショナル	インターネット情報 ①会社概要 (法人の場合)	○法人名称 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度	平成 30 年 4 月 1 日	株式会社環境 ABC から環境 ABC 株式会社に変更
		○許可証の住所	変更の都度		
		○代表者、役員及び令第6条の10に規定する使用人の氏名及び就任年月日	1年に1回以上	平成 30 年 4 月 1 日	
		○設立年月日	—		
		○資本金又は出資金 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○事業の内容 ※都及び八王子市以外の道府県市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○社内組織図・人員配置	変更の都度 (人員配置は1年に1回以上)	平成 30 年 4 月 1 日	
		○事業計画の概要 ※都及び八王子市以外の道府県市において、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係る事業に関するものを含む。	変更の都度		
		○産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し ※都及び八王子市以外の道府県市の許可に係る許可証を含む。	変更の都度	平成 30 年 4 月 1 日	株式会社環境 ABC から環境 ABC 株式会社に変更

様式第5号

対象	評価項目	公開事項	更新すべき頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項	
産廃エキスパート及び産廃プロフェッショナル	インターネット情報 ①会社概要 (個人の場合)	○氏名、住所及び事業の内容 (事業の内容を変更した場合は、 変更に係る履歴を含む)	変更の都度	平成30年4月1日	株式会社環境 ABC から環境 ABC 株式 会社に変更	
	インターネット情報 ②施設及び処理状 況 ※収集運搬業(積替 え保管を除く)を申 請する場合	○事業の用に供する施設の概 要 収集運搬車両の形式・規模・能 力(積載量等)、数の内訳	1年に1回 以上	平成30年4月1日		
		○直前3年間の処理の実績 (各月において産業廃棄物の種 類ごと及び運搬方法ごとの運搬 量)		平成30年4月1日		
	インターネット情報 ②施設及び処理状 況 ※収集運搬業(積替 え保管を含む)を申 請する場合	○事業の用に供する施設の概 要 収集運搬車両の形式・規模・能 力(積載量等)、数の内訳、積替 え又は保管の場所ごとの所在 地、面積、積替え又は保管を行 う産業廃棄物の種類、積替えの ための保管上限)	変更の都度			
		○直前3年間の処理の実績 (各月において産業廃棄物の種 類ごと及び運搬方法ごとの運搬 量)	1年に1回 以上			
		○事業場の公開状況	変更の都度			
産廃エキスパートのみ	インターネット情報 (財務諸表)	○直前3年間の各事業年度にお ける貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個 別注記表	1年に1回 以上			
	低公害・低燃費車 両、 重機	○低公害車の導入状況 (種類、台数)	1年に1回 以上			
	インターネット情報 (料金表等)	○料金表、料金算定式、個別見 積もり等の提示	変更の都度			

様式第5号

インターネットによる情報公開の更新履歴等確認書 (中間処理業者)

自社ホームページで公開している各事項について、直近で更新した年月日と内容を記載して下さい。
 ※「産廃情報ネット」を利用している申請者について、「産廃情報ネット」で印刷できる「更新履歴情報の写し」を添付する場合は、下記に更新年月日等の記載が不要です。

○産廃情報ネット利用の有無： 有 無 ← レ点チェック記入

○公開情報を閲覧できる自社ホームページアドレス：

対象	評価項目	公開事項	更新すべき頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項
産廃エキスパート及び産廃プロフェッショナル	インターネット情報 (施設の維持管理記録)	○直前3年間の施設の維持管理の記録(環境測定結果等) ※焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設における15条第1項による許可施設が対象)	1年に1回以上	平成30年4月1日	株式会社環境ABCから環境ABC株式会社に変更
	インターネット情報 ①会社概要 (法人の場合)	○法人名称 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度	平成30年4月1日	株式会社環境ABCから環境ABC株式会社に変更
		○許可証の住所	変更の都度		
		○代表者、役員及び令第6条の10に規定する使用人の氏名及び就任年月日	1年に1回以上	平成30年4月1日	
		○設立年月日	—		
		○資本金又は出資金 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○事業の内容 ※都及び八王子市以外の道府県市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。 (変更に係る履歴を含む)	変更の都度		
		○社内組織図・人員配置	変更の都度 (人員配置は1年に1回以上)	平成30年4月1日	
		○事業計画の概要 ※都及び八王子市以外の道府県市において、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係る事業に関するものを含む。	変更の都度		

様式第5号

対象	評価項目	公開事項	更新すべき頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項
	インターネット情報 ①会社概要 (法人の場合)	○産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し ※都及び八王子市以外の道府県市の許可に係る許可証を含む	変更の都度	平成 30 年 4 月 1 日	株式会社環境 ABC から環境 ABC 株式会社に変更
	インターネット情報 ①会社概要 (個人の場合)	○氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合は、変更に係る履歴を含む)	変更の都度	平成 30 年 4 月 1 日	株式会社環境 ABC から環境 ABC 株式会社に変更
	インターネット情報 ②施設及び処理状況	○事業の用に供する施設の概要 設置場所、設置年月日、処理施設の種類、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力(最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量)、処理方式、構造及び設備の概要	1年に1回以上	平成 30 年 4 月 1 日	
		○直前3年間の処理の実績(各月において産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量、持出先ごと及び処分方法ごとの処分量)		平成 30 年 4 月 1 日	
		○処理工程図(フロー図)	変更の都度		
		○最終処分までの処理の工程(直前1年間の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先ごとの持出量及び持出先の処分方法、再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び持出先における利用方法)	1年に1回以上	平成 30 年 4 月 1 日	
		○直前3年間の熱回収の状況 各月において焼却施設ごとの熱量及び熱回収がされた産業廃棄物の量 ※焼却施設に限る	1年に1回以上	平成 30 年 4 月 1 日	
		○事業場公開状況	変更の都度		
	インターネット情報 ③施設の維持管理記録	○直近3年間の施設の維持管理の記録(点検、環境測定結果等) ※焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等熔融施設、PCB処理施設を除く15条第1項による許可施設が対象	1年に1回以上	平成 30 年 4 月 1 日	

16 様式例集及び参考資料

様式第5号

対象	評価項目	公開事項	更新すべき頻度	更新年月日(履歴)	更新した事項
産廃エキスパートのみ	インターネット情報 (環境保全管理資格者数)	○技術管理者等の監督者の資格名 及び資格取得者数	1年に1回以上	平成30年4月1日	
	インターネット情報 (財務諸表)	○直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上	平成30年4月1日	
	低公害・低燃費 車両、重機	○低公害車の導入状況 (種類、台数)	1年に1回以上	平成30年4月1日	
	インターネット情報 (料金表等)	○料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示	変更の都度		

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

労働安全衛生関係法令の規定による労働災害が起きて

いない旨の自己申告書

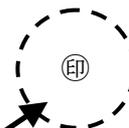
東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

申請者は、都又は八王子市もしくはその両方の許可を取得している業の範囲で労働安全衛生法に基づき定められている労働安全衛生規則第97条第1項(*)に該当する労働災害が過去2年間に於いて該当しないことを申し立てます。

平成**年 **月 **日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境 ABC
代表取締役 環境 正太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



内容をご確認の上、
押印して提出してください。

(*)労働安全衛生規則第97条(労働者死傷病報告)とは

- 1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

申請フォームから日付・住所・氏名が自動で転記されます。

課税等されていない旨の誓約書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

下記の税等について、「納税等」の評価項目に該当しないことを誓約いたします。

平成 **年 **月 **日

住所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏名 株式会社環境 ABC
代表取締役 環境正太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



1. 都税

	証明書	課税された年と課税されていない年がある場合は、 課税されていない期間を記入すること
<input type="checkbox"/>	法人都民税	
<input type="checkbox"/>	法人事業税	
<input checked="" type="checkbox"/>	不動産取得税	平成 27 年度～平成 28 年度

2. 市町村税

	証明書	
<input type="checkbox"/>	法人市民税、法人町民税、法人村民税	
<input type="checkbox"/>	23 区内 において は都 税として 課税	固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税
<input type="checkbox"/>		固定資産税(償却資産用)
<input type="checkbox"/>	事業所税	

「納税等」の項目の中で、証明書等の提出に該当しない項目がある場合、当該項目の に シ点 を記入後、押印して提出してください。

3. 社会保険料等・労働保険料

	証明書等	産業廃棄物処理業に係る都内の事務所や事業所にて納付した年と納付していない年がある場合は、 納付していない期間を記入すること
<input type="checkbox"/>	社会保険料 (健康保険及び厚生年金)等	
<input type="checkbox"/>	労働保険料 (労災保険及び雇用保険)	

4. 駐車場の使用権原(収集運搬業のみ)

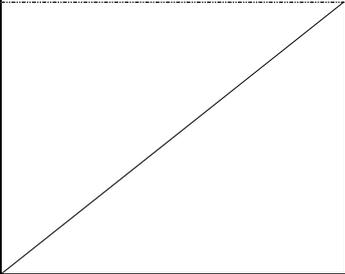
	証明書等	都内にて駐車場を保有した年と保有していない年がある場合は、 保有していない期間を記入すること
<input checked="" type="checkbox"/>	自者所有の場合:土地の登記事項証明書 賃借の場合 :賃貸借契約書の写し	自社所有:平成 26 年度～平成 27 年度

* 提出を必要としない証明書等の に シ点 を記入してください。

* 期間は年度・行為年月・事業年度等にて記入してください。

「納税等」に係る証明書等について

証明書	対象事業所	取得場所
■法人税と消費税・地方消費税の納税証明書 「その3の3 未納の税額がないことの証明」を添付。	法人税及び消費税 法・地方税法に係る全 ての事業所	各税務署（国税庁）
■法人都民税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業 所がある場合のみ	各都税事務所
■法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。	多摩地区及び島嶼部 に事務所や事業所が ある場合のみ	各市役所・町村役場
■法人事業税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業 所を設けて事業を行 っている場合のみ	各都税事務所
■固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。	都内の事業所のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・23区内は各都税事務所（区ごとの納税額が分かるもの） ・多摩地区及び島嶼部は各市役所及び町村役場
■固定資産税（償却資産用）の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。	都内の事業所のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・23区内は各都税事務所（区ごとの納税額が分かるもの） ・多摩地区及び島嶼部は各市役所及び町村役場
■事業所税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。 ※事業所税は、一定規模以上の事業を行っている事業主に対して課税される税金であるため、下記(1)または(2)に該当する場合は提出する。 (1) 23区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市で、使用する事業所等の床面積の合計が1,000平方メートル（免税点）を超える規模で事業を行う法人又は個人 (2) 23区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市内の事業所等の従業者数の合計が100人（免税点）を超える規模で事業を行う法人又は個人	23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・23区内は各都税事務所 ・4市は各市役所

証明書	対象事業所	取得場所
<p>■不動産取得税の納税証明書 直前3年分の納税証明書を添付。</p>	<p>都内の事業所のみ</p>	<p>各都税事務所</p>
<p>■駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ） 自者所有の場合は「<u>土地の登記事項証明書（登記簿謄本）</u>」、 他者から借りている場合は「<u>賃貸借契約書の写し</u>」を添付。 （固定資産の有無の確認になります）</p>	<p>都内の駐車場のみ</p>	<p>法務局（登記所）</p>
<p>■社会保険料の納入確認書 「未納の無いことの確認書（例、社会保険料納入確認書）」又は「<u>保険料納入告知額・ 領収済額通知書の写し（24か月分）</u>」又は「<u>領収済通知書の写し（24ヶ月分）</u>」 を添付。 （都内の事業所に係る社会保険料を都外の年金事務所に納付している場合は、 納付先の年金事務所の確認書が必要。）</p>	<p>都内の産業廃棄物処理業に 係る事務所や事業所に係る 社会保険料を納付している 年金事務所</p>	
<p>※申請業者に属する従業員が国民健康保険料の被保険者である場合 当該保険の保険者（市町村及び特別区又は国民健康保険組合）が発する<u>納付証明書、 排除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写し等（24か月分）</u>を 添付。なお、従業員全員に未納がないことを証する証明を添付。</p>		
<p>■労働保険料の納入証明書 <u>地方労働局が発行する「労働保険料の未納が無いことを証明する書類」（例：労働 保険料等納入証明書）又は「労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類」（直 前3年分）</u>を添付。 （都内の事業所に係る労働保険料を都外の地方労働局に納付している場合は、 納付先の地方労働局の証明書が必要。）</p>	<p>都内の産業廃棄物処理業に 係る事務所や事業所に係る 労働保険料を納付している 地方労働局</p>	

- ※ 納税証明書、納入証明書は原則、申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限り、
なお、上記にて「写し」の記載がないものは全て「原本」を提出して下さい。
- ※ 各証明書は、納入すべき税・保険料のうち、納期限が到来したものについて、未納がないことを確認できれ
ば評価しています。
- ※ 証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）」を提出してください。

「低公害・低燃費車両、重機」項目に関する記載例

参考資料 2

1. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況

(平成30年4月1日現在)

種類	最大積載量	最大積載可能寸法 全長×幅×高さ (m)	台数 (割合%)
全保有台数			10台 (100%)
4 t ダンプ車	4,000kg	5.8×2.2×2.5	5台
4 t コンテナ車	3,850kg	6.2×2.2×2.5	4台
2 t コンテナ車	2,000kg	4.4×1.7×2.0	1台
運搬車の排ガスレベル			
① 平成17年規制適合車			0台 (0%)
② 平成17年基準低排出ガス車☆☆☆			0台 (0%)
③ 平成17年基準低排出ガス車☆☆☆☆			2台 (20%)
④ 平成17年基準低排出ガス重量車☆			2台 (20%)
⑤ 平成17年基準低排出ガス重量車★			0台 (0%)
【低排出ガス車の導入目標】 (例)			
平成**年**月末までに、平成17年基準低排出ガス車の占める割合を全保有台数の80%以上とする。			

※導入目標については、積極的に目標を設けて取組む姿勢をアピールする観点からも記載することが望ましい。

2. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況

(平成30年4月1日現在)

運搬車の燃費低減レベル		台数 (割合%)
全保有台数		10台 (100%)
平成22年度燃費基準達成車	① -----	0台 (0%)
	② 5%低減レベル	0台 (0%)
	③ 10%低減レベル	0台 (0%)
	④ 20%低減レベル	5台 (50%)
平成27年度燃費基準達成車	⑤ -----	1台 (10%)
【低燃費車の導入目標】 (例)		
平成**年**月末までに、平成27年度低燃費基準達成車の占める割合を全保有台数の60%以上とする。		

※導入目標については、積極的に目標を設けて取組む姿勢をアピールする観点からも記載することが望ましい。

3. 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）又は処分業の用に供する低公害型重機の導入状況

(平成30年4月1日現在)

低公害型重機の導入状況		台数 (割合%)
全保有台数		10台 (100%)
① 排ガス対策型*1		0台 (0%)
② 低騒音・低振動型*2		1台 (10%)
③ その他電気駆動型等		1台 (10%)

*1 排出ガス対策型建設機械指定制度 (国土交通省)

*2 低騒音型・低振動型建設機械指定 (国土交通省)

運搬車の排ガスレベルの見方

参考資料 3

自動車検査証の「型式」欄に記載されている記号のうち、－（ハイフン）より前の記号（識別記号）を確認する。

識別番号の桁数	排ガスレベル
1 桁 (例 U●●●●●●●)	平成 4 年以前の規制適合車 (低排出ガス車認定なし)
2 桁 (例 GA●●●●●●●)	平成 5 年～平成 16 年の規制適合車 (低排出ガス車認定なし)
EA, EB, EC, ED, EE	電気自動車
DC, DF, DJ, DM, DQ, DT, DW, PG, PH, PQ, PR, UA, UB, UC, UD, UE, UF, UG, UH, UJ, UK, UL, UM, UN, UP, UQ, UR, US, VG, VH, VQ, VR, WC, WF, WJ, WM, WQ, WT, WW, ZA, ZB, ZC, ZD, ZE, ZF, ZG, ZH, ZJ, ZK, ZL, ZM	平成 12 年基準適合 / 排出ガス 75%低減車☆☆☆
DB, DE, DH, DL, DP, DS, DV, LA, LB, LC, LD, LE, LF, LG, LH, LJ, LK, LL, LM, LN, LP, LQ, LR, LS, PE, PF, PN, PP, VE, VF, VN, VP, WB, WE, WH, WL, WP, WS, WV, YA, YB, YC, YD, YE, YF, YG, YH, YJ, YK, YL, YM,	平成 12 年基準適合 / 排出ガス 50%低減車☆☆
DA, DD, DG, DK, DN, DR, DU, PC, PD, PL, PM, TA, TB, TC, TD, TE, TF, TG, TH, TJ, TK, TL, TM, TN, TP, TQ, TR, TS, VC, VD, VL, VM, WA, WD, WG, WK, WN, WR, WU, XA, XB, XC, XD, XE, XF, XG, XH, XJ, XK, XL, XM,	平成 12 年基準適合 / 排出ガス 25%低減車☆
PB, PK, VB, VK	平成 12 年基準適合 / 排出ガス PM85%低減ディーゼル車 ☆☆☆☆
PA, PJ, VA, VJ	平成 12 年基準適合 / 排出ガス PM75%低減ディーゼル車 ☆☆☆
3 桁 (例 B●●●●●●●)	次の表で判別する
Z●●	電気自動車又は燃料電池自動車
Y●●	平成 26 年規制適合車 *1
X●●	平成 25 年規制適合車 *2
W●●	平成 24 年規制適合車 *2
U●●	平成 23 年規制適合車 *2
T●●	平成 22 年規制適合 / 排出ガス 10%低減車☆ *3
S●●	平成 22 年規制適合車 *3
R●●	平成 21 年基準適合 / 排出ガス 75%低減車☆☆☆☆ *4
M●●	平成 21 年基準適合 / 排出ガス 50%低減車☆☆☆ *4
Q●●	平成 21 年基準適合 / 排出ガス 10%低減車☆ *4
L●●	平成 21 年規制適合車 (ディーゼル常用 PHP を除く) *4
F●●	平成 21 年規制適合車 (ディーゼル常用 PHP) *4
K●●	平成 20 年規制適合車 *5
H●●	平成 19 年基準適合 / 排出ガス 75%低減車☆☆☆☆ *6
G●●	平成 19 年基準適合 / 排出ガス 50%低減車☆☆☆ *6
E●●	平成 19 年規制適合車 *7
J●●	平成 18 年規制適合車 *8

16 様式例集及び参考資料

識別番号の桁数	排ガスレベル
D●●	平成 17 年基準適合／排出ガス 75%低減車☆☆☆ *9
C●●	平成 17 年基準適合／排出ガス 50%低減車☆☆ *9
A●●	平成 17 年規制適合車 *10
B●●	平成 17 年基準適合／NOx・PM10%低減重量車★ *11
N●●	平成 17 年基準適合／NOx10%低減重量車☆ *11
P●●	平成 17 年基準適合／PM10%低減重量車☆ *10

※表中の●は、任意のアルファベット

- * 1 ディーゼル特殊自動車
- * 2 特殊自動車
- * 3 ディーゼル車（中量一部（1.7～2.5t）及び重量車一部（3.5～12t））
- * 4 ガソリン車（NOx触媒付直噴射）及びディーゼル車（乗用、軽量、中量一部（2.5～3.5t）及び重量車一部（12t～））
- * 5 特殊自動車
- * 6 軽貨物車
- * 7 二輪車、特殊自動車及び軽貨物車
- * 8 二輪車及び特殊自動車
- * 9 乗用、軽量及び中量車
- * 10 乗用、軽量、中量及び重量車
- * 11 重量車

※運搬車の排ガスレベルの見方は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(改訂平成27年3月)環境省より引用

17 インデックス記号表

〈平成30年度申請用〉

※各項目のチェックボックスにシ点を記入し、提出してください。

シ点チェック
↓記入↓

インデックス記号	様式名	内 容	提出の有無	
			有	無
A	認定申請書 (第1号様式)	評価認定を受けるための認定申請書	<input type="checkbox"/>	
B	同意書 (第2号様式)	東京都と八王子市が保管する申請者の業の許可申請に関する資料閲覧の同意書	<input type="checkbox"/>	
C	不利益処分に該当しない旨の誓約書 (第3号様式)	不利益処分に該当しないことを示すための誓約書	<input type="checkbox"/>	
D	経営状況確認書 (第4号様式)	経営状況を示すための確認書	<input type="checkbox"/>	
E	インターネット更新履歴等確認書 (第5号様式)	インターネット更新履歴等を示すための確認書	<input type="checkbox"/>	
F	労働災害が起きていない旨の自己申告書 (第6号様式)	申請する業の範囲において、労働災害に該当しないことを示すための自己申告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
G	課税等されていない旨の誓約書 (第7号様式)	課税等がされておらず、提出に該当しないことを示すための誓約書	<input type="checkbox"/>	
H	振込領収書の写し	申請手数料の振込領収書の写し	<input type="checkbox"/>	
I	インデックス記号表	インデックス記号AからKのインデックスを添付した書類を、提出書類としてファイルに入れたか否かを確認する表(本表)	<input type="checkbox"/>	
J	評価基準表(自己評価含む)	申請者が自ら評価基準に適合しているかを確認するための評価表 (自己評価欄及びチェック欄にシ点記入済みのもの)	<input type="checkbox"/>	
K	産業廃棄物処理業の許可証 (写し)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、東京都または八王子市もしくはその両方で許可を受けている全ての許可証(写し) <ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物収集運搬業許可証 • 産業廃棄物処分業許可証 • 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 • 特別管理産業廃棄物処分業許可証 	<input type="checkbox"/>	

※新規申請の場合は「情報公開承諾書」をA認定申請書(第1号様式)に添付してください。

18 評価基準表 (自己評価含む)

- 1 収集運搬業（積替え保管を除く）
- 2 収集運搬業（積替え保管を含む）
- 3 中間処理業
- 4 専門性

収集運搬業（積替え保管を除く）

収集運搬業（積替え保管を含む）

中間処理業

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容	配点 (フルタイム) 他は点数選択 ×	ファイリング 時のチェック	
					書面審査	現地審査	目視				
1	経営的 事項 遵 法 性		行政指導	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。				廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。 【書面審査資料】 認定申請書(様式第1号)に、許可を受けている全ての業の区分の許可番号が記載されていること			
2			不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。				廃掃法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていない。 【書面審査資料】 不利益処分を受けていない旨の誓約書(様式第3号)			
3			納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。					法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。 【書面審査資料】* ~ 都外に係る納税証明書は添付不要 法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(「その3の3未納がないことの証明」を添付) 法人住民税の納税証明書(直前3年分) 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) 法人事業税の納税証明書(直前3年分) 固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) 固定資産税(償却資産用)の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) 事業所税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付)・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 不動産取得税の納税証明書(直前3年分) 駐車場の使用権原を証する書類(収集運搬業のみ) ・ 自者所有の場合は「土地の登記事項証明書(登記簿謄本)」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付(* 都外の駐車場については添付不要) 社会保険料の納入確認書(「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し(24ヶ月分)」を添付) 地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類(例: 労働保険料等納入証明書)又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類(直前3年分) 証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書(様式第7号)」にチェックを入れて提出	必須	
4			管理体制	マニフェスト	産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)が5年間整理保管され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。)で運搬受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 電子マニフェストを使用している分については保管は対象外				マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 【基準項目】 交付年月日及び交付番号 交付を担当した者の氏名 排出事業者やその事業所の名称、所在地 委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 運搬業者や運搬先の名称、所在地 処分業者やその事業場の名称、所在地 最終処分場の場所の名称、所在地(予定) 運搬終了年月日 運搬終了年月日 電子マニフェストを使用している分については保管は対象外 【現地審査資料】 過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの * 更新申請の場合は、認定取得した審査日以降のもの * 電子マニフェストの場合は、端末の画面で内容を確認		
5					処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。				産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。 【基準項目】 収集運搬年月日 管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 受入先ごとの受入量 運搬方法(車種)及び運搬先ごとの運搬量等 【現地審査資料】 指定したマニフェストと照合する処理帳簿 * 電子で処理帳簿を管理している場合は、端末の画面で内容を確認	

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準				自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容	配点	必須項目は 他は点数選択 (フルタイム)	ファイリング 時のチェック
					書面 審査	ヒアリング ・ 目視	現地 審査				
6	遵法性(共通)	管理体制	委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。)及び廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。				排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。 【基準項目】 (委託契約書に添付する書面) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し等 (共通事項) 産業廃棄物の種類、数量 契約の有効期間 料金 収集運搬業の事業の範囲 適正な処理のために必要な情報 変更があった場合の伝達方法 業務終了時の報告 契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項) 運搬の最終目的地等 【現地審査資料】 指定したマニフェストと照合する委託契約書又は写し			
7			車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。				産廃収集運搬車両のすべてについて都への届出がなされている。 【書面審査資料】*、いずれかの資料 最新の届出書の写し及び車両一覧表 直近の変更届(又は申請時)の写し及び車両一覧表	必須		
8			排ガス適合	すべての収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。				自己評価表番号7で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の収集運搬車両(一般廃棄物収集運搬車両を含むディーゼル車両)を保有している場合は、そのすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。 【書面審査資料】*、又はの資料 都内を走行する一般廃棄物収集運搬車両(ディーゼル車両)については区市町村への届出書の写し(届出書の表紙及び車両一覧表を添付) 自己評価表番号7及びのいずれかにも該当しない都内を走行する産業廃棄物収集車両(ディーゼル車両)については車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し(車両一覧表を添付) 対象車両がない場合は、対象車両なしと記載した書面			
9		飛散防止措置	すべての収集運搬車両に飛散防止措置が施されている。				産業廃棄物収集運搬車両のすべてに飛散防止措置が施されている。 【現地審査資料】 (車両の目視確認できない場合) 収集運搬車両の種類ごとの写真				
10		総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。				総資本経常利益率が2%(小数点以下切捨て)以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前1年間分 経営状況確認書(様式第4号)	2			
11		経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。				直前3年間の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円(小数点以下切捨て)以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前3年間分 経営状況確認書(様式第4号)	2			
12		自己資本比率	自己資本比率が15%以上である。				自己資本比率が15%(小数点以下切捨て)以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前1年間分 経営状況確認書(様式第4号)	3			
13		流動比率	流動比率が150%以上である。				流動比率が150%(小数点以下切捨て)以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前1年間分 経営状況確認書(様式第4号)	3			
14		団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。				国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。 【書面審査資料】*、すべての資料((社)全国産業廃棄物連合会に加盟する団体の場合は、のみ) 会員証又は会員名簿など加盟を証明する書面 産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる当該団体の定款又は、事業報告等の書面	3			

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	必須項目は 他は点数選択 (フルタウン)	ファイリング 時のチェック	
					書面審査	現地審査 ヒアリング・ 目視					
15	経営的 事項	経営的 事項	インターネット 情報公開	会社概要をインターネット上で公開している。 【公開内容】 (個人の場合) 氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合) 法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通) 事業計画の概要、許可証の写し			会社概要を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 (個人の場合) 氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合) 法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通事項) 事業計画の概要 許可証の記載事項 他の道府県市での許可状況 更新年月日の記載 【書面審査資料】*、 、 全ての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	5			
16			インターネット 情報公開	施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 【公開内容】 ・事業の用に供する施設の概要(収集運搬車両の種類、数の内訳等) ・処理の実績(直前3年間)			施設及び処理の状況を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 事業の用に供する施設の概要(収集運搬車両の形式・規模・能力(積載量等)数の内訳) 処理の実績(直前3年間の各月において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量) 【書面審査資料】*、 、 全ての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	3			
17			安定性	経営理念	役員等(幹部・経営層)が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、事業の目的、目標、経営理念等を明確に発言できる。			経営方針の明確なことが求められるため、役員等(幹部・経営層)が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。事業の目的、目標、経営理念を明確に発言できる。	2		
18			管理 体制	管理 体制	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。			事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。 【書面審査資料】*、 、 全ての資料 労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 会議などの活動が確認できる書面(活動記録又は議事録等) 委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの 様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。	3	
19	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。					労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。 【書面審査資料】*、 、 全ての資料 労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画(年間計画表)を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面 労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面(実施状況写真を含む) 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面 様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。	3			
20	無事故	負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。(過去2年間)					都又は八王子市もしくはその両方の許可を取得している業の範囲で負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。(過去2年間) 【書面審査資料】 自己申告書(様式第6号)	3			
21	健康診断	従業員(常時使用する者以外も対象に含む。)の健康診断を定期的実施している。					従業員(常時使用する者以外も対象に含む。)の健康診断を定期的実施している。 【書面審査資料】*、 、 全ての資料 健康診断の実施計画書 過去1年分の実施状況を示す書面(医療機関からの請求書、領収書等で受診者数、実施時期、実施機関が分かるもの) 専門性(感染性廃棄物)を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	2			
22	みだしなみ管理	制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。			制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。	2					

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準				自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	必須項目は、 他は点数選択 (フルタウ)	ファイリング 時のチェック		
					書面審査	現地審査						
23	安定性	管理体制	講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。			産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。 かつ、処理課程ごとの講習会修了証が有効期間内であること。 パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【現地審査資料】*、すべての資料 認定講習会修了証 公開していることを示す書面	2				
24			業務マニュアル	廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。			廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。 【現地審査資料】 廃棄物処理に関する業務マニュアル及び安全作業マニュアル等	3				
25			従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)			従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等) 【書面審査資料】*、すべての資料 従業員教育に係わる研修計画(年間計画)を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面 従業員教育に係わる研修の実施状況を示す書面 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面	3				
26			社内目標設定	廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。			廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。 【現地審査資料】 社内目標設定が確認できる書面(ISO環境方針等)	2				
27			電子マニフェスト	電子マニフェストを採用している。			産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)に加え、排出事業者の求めに応じて、電子マニフェスト対応が可能であること。 【書面審査資料】 加入証の写し(直近3ヶ月以内のもの)	3				
28			危機管理マニュアル	事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。			事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。 *訓練には消防訓練も含む。 【現地審査資料】 マニュアル、連絡網の整備状況、訓練・教育実施等の書面	3				
29			施設内外整理整頓	施設の内外が整理・整とんされ、清潔である。			施設の内外、車庫等が整理・整とんされ、清潔である。 (実地確認ができない場合は、写真確認)	3				
30			作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。			日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。 【書面審査資料】 作業日報等として使用している書面様式	2				
配点/得点								57点	点			
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								得点率	%			
<p>該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。</p>												
<p>八王子市の中核市移行に伴い、八王子市において産業廃棄物処理を行う場合は、評価要領の内容を下記のとおり読み替えてください。</p>												
7	遵法性	廃棄物処理	車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。	すべての収集運搬車両について都又は八王子市への届出がなされている。					必須		
8			排ガス適合	自己評価表番号7で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の産業廃棄物収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	自己評価表番号7で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の産業廃棄物収集運搬車両が、国、都及び八王子市の排ガス規制に適合している。							

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準				自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容	配点	必須項目は他は点数選択(フルタイム)	ファイリング時のチェック
					書面審査	現地審査	目視				
31			インターネット情報公開(財務諸表)	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)をインターネット上で公開している。				直前3年間分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	3		
32			高齢者等雇用	高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。				高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。 【基準項目】 役員等を除き、60歳を超える従業員を雇用している。 障害者を雇用している。 【現地審査資料】 高齢者雇用、障害者雇用等が確認できる書面(従業員名簿等)	2		
33			ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。				都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ボランティア活動が確認できる書面(パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等)	2		
34			企業の社会的責任体制(環境に関する基本方針)	環境に関する基本方針を定めている。CSR報告書や環境報告書を作成している。				環境に関する基本方針を定め、環境報告書等を作成している。 【現地審査資料】*、すべての資料 環境に関する基本方針 環境報告書等 環境報告書とは、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書です。冊子・印刷物、インターネットでの公開、CD等の媒体で事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称します。	3		
35	先進的な取組	経営的事項	技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)				先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、又は、実務での改善、創意工夫を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。) 【書面審査資料】*、いずれかの資料 収集運搬業における開発、研究、実務での改善、創意工夫の取組状況が確認できる書面 持続的な計画により、自らの事業等への応用、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、実務での改善、創意工夫を推進していることが確認できる書面	3		
36			認証取得	ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション21若しくはエコアクション21と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。				ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション21若しくはエコアクション21と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。 【書面審査資料】 登録証等の写し(有効期間内のもの)	3		
37			LCA	環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてライフサイクルアセスメント(以下「LCA」という。)分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。				環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてLCA分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。 【書面審査資料】 LCA分析結果、取組状況が確認できる書面	3		
38			地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。				環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、提出している。大規模事業所については、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。 【書面審査資料】*、いずれかの資料 総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書の提出が証明できる提出書受付印の写し 東京都地球温暖化報告書制度における報告書の提出が証明できる提出書受付印の写し 提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面の写し 提出書面は直近年度に提出したもの	3		

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

自己評価番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			配点	必須項目は 他は点数選択 (フルタウン)	ファイニング 時のチェック
					書面審査	現地審査	目視			
39	経営的 事項	先進的な 取組	カーボン オフセッ ト	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。				2		
40			エコドラ イブ	「エコドライブのすすめ10ヶ条」(エコドライブ普及連絡会制定)等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。				2		
41			低公害・ 低燃費 車両、重 機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)又は低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。				3		
42			グリーン 購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。				2		
43			管理体 制	インター ネット 情報公開 (料金表 等)	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。				3	
44	廃棄物 処理	排出事業 者へのリ サイクル の啓発	排出事業者に対して分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。				2			
45		ICタグ・ GPS等 の追跡管 理システ ム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出業者に提供している。				3			
配点/得点								39 点	点	
産廃エキスパート 60%以上								得点率	%	
<p>該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した得点が基準を満たすこと。(小数点以下切捨て) チェック欄の記入方法：自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。 なお、「該当しない場合」については、以下の表を参照してください。</p>										
【該当しない場合】										
38	先進 的な 取組	経営 的 事 項	地球温暖 化対策に 係る計画 書又は報 告書の作 成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し都に提出している。	都内に事業所を持たない場合は「-」を選択してください。			-	-	

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

自己評価番号	評価要領（自己評価表）				評価基準				自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	必須項目は 他は点数選択 (フルタイム)	ファイリング 時のチェック	
					書面審査	現地審査					
1	経営的 事項	行政指導		廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。			<p>廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。</p> <p>【書面審査資料】 認定申請書（様式第1号）に、許可を受けている全ての業の区分の許可番号が記載されていること</p>				
2		不利益処分		環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。			<p>廃掃法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）の規定による不利益処分を過去5年間受けていない。</p> <p>【書面審査資料】 不利益処分を受けていない旨の誓約書（様式第3号）</p>				
3		納税等		法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。				<p>法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。</p> <p>【書面審査資料】* ~ 都外に係る納税証明書は添付不要</p> <p>法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（「その3の3未納がないことの証明」を添付） 法人住民税の納税証明書（直前3年分） 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 法人事業税の納税証明書（直前3年分） 固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 固定資産税（償却資産用）の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） 事業所税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付）・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 不動産取得税の納税証明書（直前3年分） 駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ） ・自者所有の場合は「土地の登記事項証明書（登記簿謄本）」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付（* 都外の駐車場については添付不要） 社会保険料の納入確認書（「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（2ヶ月分）」を添付 地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類（例：労働保険料等納入証明書）又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類（直前3年分）</p> <p>証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）」にチェックを入れて提出</p>	必須		
4		管理体制	マニフェスト		マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で運搬受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 電子マニフェストを使用している分については保管は対象外			<p>マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。</p> <p>【基準項目】 交付年月日及び交付番号 交付を担当した者の氏名 排出事業者やその事業所の名称、所在地 委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 運搬業者や運搬先の名称、所在地 積替又は保管を行う場所の所在地 処分業者やその事業場の名称、所在地 最終処分の場所の名称、所在地（予定） 運搬終了年月日 処分終了年月日</p> <p>電子マニフェストを使用している分については保管は対象外</p> <p>【現地審査資料】 過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの * 更新申請の場合は、認定取得した審査日以降のもの * 電子マニフェストの場合は、端末の画面で内容を確認</p>			
5			処理帳簿		産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。			<p>産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、<u>廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。</u></p> <p>【基準項目】 収集運搬年月日 管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 受入先ごとの受入量 運搬方法（車種）及び運搬先ごとの運搬量等 積替え又は保管場所ごとの搬出量</p> <p>【現地審査資料】 指定したマニフェストと照合する処理帳簿 * 電子で処理帳簿を管理している場合は、端末の画面で内容を確認</p>			

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）				評価基準			自己評価	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	ファイリング時のチェック (必須項目は他は高数選択) x
					書面審査 ヒアリング・ヒアリング	現地審査 目視			
6	管理体制	委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。			排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。 【基準項目】 (委託契約書に添付する書面) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し等 (共通事項) 産業廃棄物の種類、数量 契約の有効期間 料金 収集運搬業の事業の範囲 適正な処理のために必要な情報 変更があった場合の伝達方法 業務終了時の報告 契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項) 運搬の最終目的地 積替又は保管の場所の所在地 保管できる産業廃棄物の種類、保管上限等 【現地審査資料】 指定したマニフェストと照合する委託契約書又は写し			
7		処理状況報告書	東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。）に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。			廃棄物条例に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。 【書面審査資料】 直近の処理状況報告書（半期）の写し			
8	遵法性	車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。			産廃収集運搬車両のすべてについて都への届出がなされている。 【書面審査資料】*、いずれかの資料 最新の届出書の写し及び車両一覧表 直近の変更届（又は申請時）の写し及び車両一覧表			
9		排ガス適合	すべての収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。			自己評価表番号8で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の収集運搬車両（一般廃棄物収集運搬車両を含むディーゼル車両）を保有している場合は、そのすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。 【書面審査資料】*、又はの資料 都内を走行する一般廃棄物収集運搬車両（ディーゼル車両）については区市町村への届出書の写し（届出書の表紙及び車両一覧表を添付） 自己評価表番号8及びのいずれかにも該当しない都内を走行する産業廃棄物収集車両（ディーゼル車両）については車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し（車両一覧表を添付） 対象車両がない場合は、対象車両なしと記載した書面	必須		
10		飛散防止措置	すべての収集運搬車両に飛散防止措置が施されている。			産業廃棄物収集運搬車両のすべてに飛散防止措置が施されている。 【現地審査資料】 (車両の目視確認できない場合) 収集運搬車両の種類ごとの写真			
11		囲い	みだりに人が立ち入るのを防止するため、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物の積替えのための保管場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられている。			みだりに人が立ち入るのを防止するため、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物の積替えのための保管場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられている。 【基準項目】 周囲の囲いの設置状況 必要な事項を表示した掲示板の設置状況			
12		施設における飛散・流出防止	保管施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。			保管施設及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む			
13		保管状況	産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。			産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の保管場所を示す場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む			
14		汚水防止	汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。			汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枡等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。 【基準項目】 集水設備の整備状況 床面の施工状況 被覆状況 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の汚水系統を示す場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む			

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）				評価基準				自己評価	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	必須項目は 他は点数選択 (フルタイム)x	ファイリング 時のチェック
					書面審査 ヒアリング・ ヒアリング	現地審査 目視				
15			総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。			総資本経常利益率が2%（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前1年間分 経営状況確認書（様式第4号）	2		
16			経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。			直前3年間の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前3年間分 経営状況確認書（様式第4号）	2		
17			自己資本比率	自己資本比率が15%以上である。			自己資本比率が15%（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前1年間分 経営状況確認書（様式第4号）	3		
18			流動比率	流動比率が150%以上である。			流動比率が150%（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前1年間分 経営状況確認書（様式第4号）	3		
19			団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。			国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。 【書面審査資料】*、すべての資料（（社）全国産業廃棄物連合会に加盟する団体の場合は、のみ） 会員証又は会員名簿など加盟を証明する書面 産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる当該団体の定款又は、事業報告等の書面	3		
20	安定性	経営的事項	インターネット情報公開 会社概要	会社概要をインターネット上で公開している。 【公開内容】 （個人の場合）氏名、許可住所、事業の内容 （法人の場合）法人名称、許可住所、代表者、役員の名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 （共通）事業計画の概要、許可証の写し			会社概要を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 （個人の場合） 氏名、許可住所、事業の内容 （法人の場合） 法人名称、許可住所、代表者、役員の名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 （共通事項） 事業計画の概要 許可証の記載事項 他の道府県市での許可状況 更新年月日に記載 【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	5		
21			インターネット情報公開 施設及び処理状況	施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 （公開内容） ・事業の用に供する施設の概要（収集運搬車両の種類、数の内訳、保管場所の所在地、面積、保管上限等） ・処理の実績（直前3年間） ・事業場の公開状況			施設及び処理の状況を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 事業の用に供する施設の概要（収集運搬車両の形式・規模・能力（積載量等）、数の内訳、保管場所の所在地、面積、保管上限等） 処理の実績（直前3年間の各月において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量） 事業場の公開状況（公開の有無及び公開している場合は公開の頻度） 【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	3		
22			地域との操業協定遵守	地元住民と操業協定等を締結し、協定内容を遵守している。			地元住民と操業協定等を文書で締結し、協定内容を遵守している。 【書面審査資料】 近隣との同意が確認できる書面（協定書、同意書、説明経過書等の写し）	3		

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）				評価基準			自己評価	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	ファイリング 時のチェック (フルタイム) 必須項目は 他は点数選択
					書面審査 ヒアリング	現地審査 目視			
23	経営的事項	地元への施設公開・見学会	地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。			地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。 【書面審査資料】 施設公開を確認できる書面	2		
24		施設の緑化	施設の緑化に取り組んでいる。			施設（敷地内の壁面、屋上）の緑化に取り組んでいる。 【現地審査資料】 (自然保護条例対象の場合) 緑化計画書の写し	2		
25		経営理念	役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、事業の目的、目標、経営理念等を明確に発言できる。			経営方針の明確なことが求められるため、役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。事業の目的、目標、経営理念を明確に発言できる。	3		
26	安定性	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。			事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。 【書面審査資料】*、すべての資料 労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 会議などの活動が確認できる書面（活動記録又は議事録等） 委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの 様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。	2		
27		労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。			労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。 【書面審査資料】*、すべての資料 労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画（年間計画表）を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面 労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面（実施状況写真を含む） 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面 様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。	3		
28		無事故	負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。（過去2年間）			都又は八王子市もしくはその両方の許可を取得している業の範囲で負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。（過去2年間） 【書面審査資料】 自己申告書（様式第6号）	3		
29		管理体制	健康診断	従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。			従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的実施している。 専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、感染性廃棄物を取扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。 【書面審査資料】*、すべての資料 健康診断の実施計画書 過去1年分の実施状況を示す書面（医療機関からの請求書、領収書等で受診者数、実施時期、実施機関が分かるもの） 専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	2	
30		みだしなみ管理	制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。			制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。	2		
31	講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。			産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。 かつ、処理課程ごとの講習会修了証が有効期間内であること。 パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【現地審査資料】*、すべての資料 認定講習会修了証 公開していることを示す書面	2			
32	業務マニュアル	廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。			廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。 【現地審査資料】 廃棄物処理に関する業務マニュアル及び安全作業マニュアル等	3			

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）				評価基準			自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	ファイリング 時のチェック (フルタイム) 必須項目は 他は点数選択	
					書面 審査	現地 審査				
33	安定性	管理体制	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)			従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等) 【書面審査資料】*、すべての資料 従業員教育に係わる研修計画(年間計画)を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面 従業員教育に係わる研修の実施状況を示す書面 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面	3		
34			社内目標設定	廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。			廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。 【現地審査資料】 社内目標設定が確認できる書面(ISO環境方針等)	2		
35			資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。			売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている又は、売却に係る帳簿等が整理保管されている。 【現地審査資料】*、いずれかの資料 売却伝票 売却に係る帳簿等 (売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外)	2		
36			資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法を排出事業者の説明している。			処理の過程(積替え保管施設)で発生する再生資源等について、売却先、利用方法を排出事業者の説明している。(売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外) 【現地審査資料】 排出事業者との契約書	2		
37			電子マニフェスト	電子マニフェストを採用している。			産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)に加え、排出事業者の求めに応じて、電子マニフェスト対応が可能であること。 【書面審査資料】 加入証の写し(直近3ヶ月以内のもの)	3		
38			施設公開	施設を排出事業者に随時公開している。			施設を排出事業者に随時公開している。 【現地審査資料】 公開を確認できる書面(訪問者リスト等)	2		
39			危機管理マニュアル	事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。			事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。 *訓練には消防訓練も含む。 【現地審査資料】 マニュアル、連絡網の整備状況、訓練・教育実施等の書面	3		
40			廃棄物処理	施設屋内設置	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。			飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む 【現地での確認事項】 許可申請の事前計画書に基づき、「環境保全上適切な施設」が設置されている。	3	
41				監視装置	外部からの侵入等に備え監視装置が設置されている。			外部からの侵入等に備え監視装置が設置されている。	3	
42	施設内車両待機スペースの確保	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。				施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む	2			
43	トラックスケール等設置	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等を設置している。				処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等の計量設備が施設にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。 【書面審査資料】*、いずれかの資料 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む トラックスケール以外の軽量システムの場合は、そのシステムがわかる書面	2			

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）				評価基準				自己評価	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	必須項目は 他は点数選択 (フルタイム)x	ファイリング 時のチェック
					書面 審査	現地 審査				
44	安定性	廃棄物処理	施設内外 整理整と ん	施設の内外が整理・整とんされ、清潔である。			施設の内外、車庫等が整理・整とんされ、清潔である。（実地確認ができない場合は、写真確認） 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む	3		
45			複数リサイクル ルート確保	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。			常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。 【書面審査資料】 リサイクルフローが確認できる書面	3		
46			作業実態 の把握・ 確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。			日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。 【書面審査資料】 作業日報等として使用している書面様式	2		
配点/得点								83 点		
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								得点率		%
<p>該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。（小数点以下切り捨て） チェック欄の記入方法：自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。 なお、「該当しない場合」については、以下の表を参照してください。</p> <p>【該当しない場合】</p>										
35	安定性	管理体制	資源伝票 保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。			売却（再生）を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は「-」を選択してください。	-	-	
36			資源の排出 者への説明	積替え保管施設で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。			売却（再生）を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は「-」を選択してください。	-	-	
45			複数リサイクル ルート確保	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。			医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は「-」を選択してください。	-	-	
<p>八王子市の中核市移行に伴い、八王子市において産業廃棄物処理を行う場合は、評価要領の内容を下記のとおり読み替えてください。</p>										
7	遵法性	管理体制	処理状況 報告書	東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。）に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。			東京都廃棄物条例を「八王子市産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱」に読み替える。			
8			車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。			すべての収集運搬車両について都又は八王子市への届出がなされている。			
9			排ガス適合	自己評価表番号8で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の廃棄物収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。			自己評価表番号8で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の廃棄物収集運搬車両が、国、都及び八王子市の排ガス規制に適合している。			

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）				評価基準				自己評価	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	必須項目は 他は点数選択 (フルタイム)	ファイリング 時のチェック
					書面審査	現地審査				
47			インターネット情報公開（財務諸表）	直前3年間分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）をインターネット上で公開している。			直前3年間分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	3		
48			高齢者等雇用	高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。			高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。 【基準項目】 役員等を除き、60歳を超える従業員を雇用している。 障害者を雇用している。 【現地審査資料】 高齢者雇用、障害者雇用等が確認できる書面（従業員名簿等）	2		
49			ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。			都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ボランティア活動が確認できる書面（パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等）	2		
50	先進的な取組	経営的事項	企業の社会的責任体制（環境に関する基本方針）	環境に関する基本方針を定めている。CSR報告書や環境報告書を作成している。			環境に関する基本方針を定め、環境報告書等を作成している。 【現地審査資料】*、すべての資料 環境に関する基本方針 環境報告書等 環境報告書とは、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書です。冊子・印刷物、インターネットでの公開、CD等の媒体で事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称します。	3		
51			技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。（産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。）			先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、又は、実務での改善、創意工夫を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。（産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。） 【書面審査資料】*、いずれかの資料 収集運搬業における開発、研究、実務での改善、創意工夫の取組状況が確認できる書面 持続的な計画により、自らの事業等への応用、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、実務での改善、創意工夫を推進していることが確認できる書面	3		
52			認証取得	ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション2.1若しくはエコアクション2.1と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。			ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション2.1若しくはエコアクション2.1と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。 【書面審査資料】 登録証等の写し（有効期間内のもの）	3		
53			LCA	環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてLCA分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。			環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてLCA分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。 【書面審査資料】 LCA分析結果、取組状況が確認できる書面	3		
54			地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。			環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、提出している。大規模事業所については、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。 【書面審査資料】*、いずれかの資料 総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書の提出が証明できる提出書受付印の写し 東京都地球温暖化報告書制度における報告書の提出が証明できる提出書受付印の写し 提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面の写し 提出書面は直近年度に提出したものの	3		

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）				評価基準				自己評価	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	必須項目は 他は点数選択 (フルタイム)	ファイリング 時のチェック
					書面 審査	現地 審査				
55			カーボン オフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。			事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに継続的に取り組んでいる。 【書面審査資料】 前回の認定取得・更新以降から現在までの期間において、継続的な取組状況が確認できる書面（カーボンオフセットの証書の写し、カーボンオフセット認証ラベルのついた商品の購入証明の写し等） 購入年月日が記載されているものを添付	2		
56			エコドライブ	「エコドライブのすすめ10ヶ条」（エコドライブ普及連絡会制定）等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。			エコドライブ（「エコドライブ10のすすめ」等）の徹底に取り組んでいる。 【基準項目】 従業員への周知 エコドライブのための装置導入 連絡車両も対象とする。 【現地審査資料】 エコドライブの取組状況が確認できる書面（教育実施記録等）	2		
57		経営的 事項	低公害・ 低燃費 車両、重 機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車（低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）又は低公害型重機（特殊自動車）を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。			産業許可車両としての低公害・低燃費車（低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）や低公害型重機（特殊自動車）を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*、 、 、 すべての資料 使用車両及び重機導入状況一覧表等 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付 【現地審査資料】*、 、 すべての資料 導入している車両が確認できる書面（車検証の写し等） 導入している低公害型重機が確認できる書面（仕様書等）	3		
58		先進的 な取組	グリーン 購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。			東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入を継続的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等（物品購入仕様書、取組方針等）	2		
59		管理 体制	インター ネット 情報公開 (料金表 等)	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。			料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからのリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 料金表、料金算定式、個別見積もり等 【書面審査資料】*、 、 、 すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	3		
60		廃棄物 処理	排出事業 者へのリ サイクル の啓発	排出事業者に対して適正処理並びに分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。			排出事業者に対して適正処理並びに分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。 【書面審査資料】 取組状況を確認できる書面等	2		
61		廃棄物 処理	ICタグ・GPS 等の追跡 管理シス テム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出業者に提供している。			ICタグ、GPS・ドライブレコーダー（GPS機能付）等による車両追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出業者に提供できる。 【現地審査資料】 追跡システムの使用状況が確認できる書面等	3		
								配点/得点	39 点	点
産廃エキスパート 60%以上								得点率	%	

該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した得点が基準を満たすこと。(小数点以下切捨て)
 チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。
 「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				審査の方法		審査の基準及び内容	自己評価 配点 (フルダウン) 必須項目は、 他の点数選択 × 時のチェック
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	書面審査	現地審査		
1		行政指導		廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。			<p>廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。</p> <p>【書面審査資料】 認定申請書(様式第1号)に、許可を受けている全ての業の区分の許可番号が記載されていること</p>	
2		不利益処分		環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。			<p>廃掃法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていない。</p> <p>【書面審査資料】 不利益処分を受けていない旨の誓約書(様式第3号)</p>	
3	経営的事項	納税等		法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。			<p>法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。</p> <p>【書面審査資料】* ~ 都外に係る納税証明書は添付不要</p> <p>法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(「その3の3未納がないことの証明」を添付) 法人住民税の納税証明書(直前3年分) 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) 法人事業税の納税証明書(直前3年分) 固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) 固定資産税(償却資産用)の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) 事業所税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付)・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 不動産取得税の納税証明書(直前3年分) 社会保険料の納入確認書(「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し(24ヶ月分)」を添付) 地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類(例:労働保険料等納入証明書)又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類(直前3年分)</p> <p>証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書(様式第7号)」にチェックを入れて提出</p>	必須
4	遵法性	管理体制	マニフェスト	マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で処分受託者(最終処分受託者を除く。)が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 2次マニフェストについても必要事項が記載されていること。 電子マニフェストを使用している分については保管は対象外。			<p>マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 2次マニフェストについても必要事項が記載されていること。</p> <p>【基準項目】 交付年月日 交付を担当した者の氏名 排出事業者やその事業所の名称、所在地 委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 運搬業者や運搬先の名称、所在地 処分業者やその事業場の名称、所在地 最終処分の場所の名称、所在地 運搬終了年月日 処分終了年月日 最終処分年月日</p> <p>中間処理業者が2次マニフェストを交付する場合 2次マニフェストを交付した排出事業者の名称、交付番号等 電子マニフェストを使用している分については保管は対象外</p> <p>【現地審査資料】 過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの *更新申請の場合は、認定取得した審査日以降のもの *電子マニフェストの場合は、端末の画面で内容を確認</p>	
5		処理帳簿		産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。			<p>産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。</p> <p>【基準項目】 受入又は処分年月日 管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量 処分後の廃棄物の持ち出し先ごとの持出量等</p> <p>【現地審査資料】 指定したマニフェストと照合する処理帳簿 *電子で処理帳簿を管理している場合は、端末の画面で内容を確認</p>	

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	自己評価 (ブルダウ) 必須項目は、 他は点数選択 ×	
					書面審査	現地審査				
6	管理 体制 遵法性			排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。 中間処理業者が排出事業者となって、自社が処理した廃棄物をさらに他の処理業者に処理委託する場合の契約書も含む。			排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。 中間処理業者が排出事業者となって、自社が処理した廃棄物をさらに他の処理業者に処理委託する場合の契約書も含む。 【基準項目】 (委託契約書に添付する書面) 産業廃棄物処分業の許可証の写し等 (共通事項) 産業廃棄物の種類、数量 契約の有効期間 料金 中間処理業の事業の範囲 適正な処理のために必要な情報 変更があった場合の伝達方法 業務終了時の報告 契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項) 処分又は再生の場所の所在地 処分又は再生の方法、処理能力 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、処理能力 【現地審査資料】 抽出したマニフェストと照合する委託契約書又は写し			
7				処理状況報告書	廃棄物条例に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。			廃棄物条例に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。 【書面審査資料】 直近の処理状況報告書(半期)の写し		
8				施設維持管理記録	廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。			廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。 【現地審査資料】 当該記録 当該記録とは、廃掃法第15条の2の3第1項の「施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。(施行規則第12条の6第9号)」に該当する記録	必須	
9				インターネット情報公開(施設の維持管理記録)	施設の維持管理の記録(環境測定結果等)をインターネット上で公開している。(焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設)			廃掃法第15条の2の3第2項の施設の維持管理の記録(焼却施設等の環境測定結果等)を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。(廃掃法第15条第1項の焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設の設置許可を受けた施設が対象) 【基準項目】 ○公表すべき維持管理の状況に関する情報 廃掃法施行規則第12条の7の2に定める事項 焼却施設等の環境測定結果(直近3年分) 【書面審査資料】*、*、*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付		
10				排ガス適合	すべての使用車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。			中間処理業で使用する車両(ディーゼル車両で、営業車、連絡車等を含む)のすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。 【書面審査資料】*、*、又はの資料 使用車両一覧表 車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し 対象車両がない場合は、対象車両なしと記載した書面		
11	囲い	みだりに人が立ち入るのを防止するため、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物の中間処理業である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられている。			みだりに人が立ち入るのを防止するため、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物の中間処理業である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられている。 【基準項目】 周囲の囲いの設置状況 必要な事項を表示した掲示板の設置状況					

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容	配点	必須項目は、 (ブルダウ) 他は点数選択	ファイリング 時のチェック
					書面審査	現地審査	目視				
12	遵法性	廃棄物処理	施設における飛散・流出防止	保管及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。				保管施設及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む	必須		
13			保管状況	産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。				産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の保管場所を示す場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む			
14			汚水防止	汚水が発生する場合には、排水溝、汚水拵等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。				汚水が発生する場合には、排水溝、汚水拵等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。 【基準項目】 集水設備の整備状況 床面の施工状況 被覆状況 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の汚水系統を示す場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む			
15			廃棄物とリサイクルの区分保管	中間処理後のリサイクル可能な物が産業廃棄物と区分されて保管されている。				中間処理後のリサイクル可能な物が産業廃棄物と区分されて保管されている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書は受領印が押された表紙も含む			
16			作業時間	許可証に記載されている作業時間が遵守されている。				許可証に記載されている作業時間が遵守されている。 【基準項目】 作業状況 許可証の作業時間との整合			
17			総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。				総資本経常利益率が2% (小数点以下切捨て) 以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前1年間分 経営状況確認書(様式第4号)			
18	経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超える。				直前3年間の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円(小数点以下切捨て)以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前3年間分 経営状況確認書(様式第4号)					
19	自己資本比率	自己資本比率が15%以上である。				自己資本比率が15% (小数点以下切捨て) 以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前1年間分 経営状況確認書(様式第4号)					
20	流動比率	流動比率が150%以上である。				流動比率が150% (小数点以下切捨て) 以上である。 【書面審査資料】*、すべての資料 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前1年間分 経営状況確認書(様式第4号)					
21	団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。				国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。 【書面審査資料】*、すべての資料((社) 全国産業廃棄物連合会に加盟する団体の場合は、のみ) 会員証又は会員名簿など加盟を証明する書面 産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる当該団体の定款又は、事業報告等の書面					

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			自己評価	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	自己評価 (プルダウン)
					書面審査	現地審査			
22			インターネット情報公開会社概要	会社概要をインターネット上で公開している。 【公開内容】 (個人の場合) 氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合) 法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通) 事業計画の概要、許可証の写し	書面審査	目視	会社概要を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 (個人の場合) 氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合) 法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通事項) 事業計画の概要 許可証の記載事項 他の道府県市での許可状況 更新年月日の記載 【書面審査資料】*、 、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	5	
23	安定性	経営的事項	インターネット情報公開施設及び処理状況	施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 (公開内容) ・事業の用に供する施設の概要(設置場所、設置年月日、処理施設の種類の種類、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備等) ・処理の実績(直前3年間) ・処理工程図 ・最終処分までの処理の行程(直前1年間の受入量、処分量、保管量、持出量等を含む。) ・熱回収の状況(焼却施設、直前3年間) ・事業場の公開状況			施設及び処理の状況を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 事業の用に供する施設の概要 (設置場所、設置年月日、処理施設の種類の種類、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量、処理方式、構造及び設備の概要) 処理の実績(直前3年間の各月において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量、持出先ごと及び処分方法ごとの処分量) 処理工程図(フロー図) 最終処分場までの処理の工程(直前1年間において、種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先ごとの持出量及び持出先の処分方法、再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び持出先における利用方法) 直前3年間の熱回収の状況(焼却施設に限る) 各月の焼却施設ごとの熱量及び熱回収がされた産業廃棄物の量 事業場公開状況(公開の有無及び公開している場合は公開の頻度) 【書面審査資料】*、 、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	5	
24			インターネット情報公開施設の維持管理記録	施設の維持管理の記録(環境測定結果等)をインターネット上で公開している。 (焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。)			施設の維持管理の記録(産業廃棄物処理施設の点検、環境測定結果など)を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 (焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設が対象) 【基準項目】 産業廃棄物処理施設等の点検記録、環境測定結果等(直近3年分) 【書面審査資料】*、 、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付 14条施設は対象外	2	
25			地域との操業協定遵守	地元住民と操業協定等を締結し、協定内容を遵守している。			地元住民と操業協定等を文書で締結し、協定内容を遵守している。 【書面審査資料】 近隣との同意が確認できる書面(協定書、同意書、説明経過書等の写し)	3	
26			地元への施設公開・見学会	地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。			地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。 【書面審査資料】 施設公開を確認できる書面	2	

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	必須項目は (ブルダウ) × 他は点数選択	ファイリング 時のチェック
					書面審査	現地審査				
27	経営的事項	施設の緑化	施設の緑化に取り組んでいる。				施設(敷地内の壁面、屋上)の緑化に取り組んでいる。 【現地審査資料】 (自然保護条例対象の場合) 緑化計画書の写し	2		
28		経営理念	役員等(幹部・経営層)が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、事業の目的、目標、経営理念等を明確に発言できる。				経営方針の明確なことが求められるため、役員等(幹部・経営層)が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。事業の目的、目標、経営理念を明確に発言できる。	4		
29	安定性	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。				事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。 【書面審査資料】*、すべての資料 労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 会議などの活動が確認できる書面(活動記録又は議事録等) 委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの 様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。	2		
30			労働災害防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。				労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。 【書面審査資料】*、すべての資料 労働災害防止に関する研修及び訓練の実施計画(年間計画表)を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面 労働災害防止に関する研修及び訓練の実施状況を示す書面(実施状況写真を含む) 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面 様式第6号の提出がない場合、この項目は必須となります。	3	
31		無事故	負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。(過去2年間)				都又は八王子市もしくはその両方の許可を取得している業の範囲で負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。(過去2年間) 【書面審査資料】 自己申告書(様式第6号)	3		
32		管理体制	健康診断	従業員(常時使用する者以外も対象に含む。)の健康診断を定期的に実施している。				従業員(常時使用する者以外も対象に含む。)の健康診断を定期的に実施している。 【書面審査資料】*、すべての資料 健康診断の実施計画書 過去1年分の実施状況を示す書面(医療機関からの請求書、領収書等で受診者数、実施時期、実施機関が分かるもの) 専門性(感染性廃棄物)を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等を行っている。	2	
33		みだしなみ管理	制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。				制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。	2		
34		処理施設(法外)の記録	処理施設(廃掃法第15条第1項による許可を受けたものを除く。)の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存している。				処理施設(廃掃法第15条第1項による許可を受けたものを除く。)の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存している。 【現地審査資料】 点検・検査を確認できる書面	2		
35		講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。				産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。 かつ、処理課程ごとの講習会修了証が有効期間内であること。 パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【現地審査資料】*、すべての資料 認定講習会修了証 公開していることを示す書面	2		
36		業務マニュアル	廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。				廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。 【現地審査資料】 廃棄物処理に関する業務マニュアル及び安全作業マニュアル等	3		

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	自己評価 (プルダウン)	
					書面審査	現地審査				
37	安定性	管理体制	従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)			従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等) 【書面審査資料】*、すべての資料 従業員教育に係る研修計画(年間計画)を示す書面 前年度の計画及び最新年度の計画が分かる書面 従業員教育に係る研修の実施状況を示す書面 前年度の状況及び書面審査を受ける直前までの状況を示す書面	3		
38			最終処分場条件把握	確保している最終処分先の許可条件、受入条件、残存容量について常に把握している。			確保している最終処分先の許可条件、受入条件、残存容量について常に把握している。 【基準項目】 最終処分場との委託契約書と許可証(写)又は協定書、事前協議書等	2		
39			社内目標設定	廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。			廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。 【現地審査資料】 社内目標設定が確認できる書面(ISO環境方針等)	2		
40			資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。			売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている又は、売却に係る帳簿等が整理保管されている。 【現地審査資料】*、いずれかの資料 売却伝票 売却に係る帳簿等 (売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外)	2		
41			資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。			処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者の説明している。(売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外) 【現地審査資料】 排出事業者へ契約書又はパンフレット等で説明していることが確認できる書面	2		
42			電子マニフェスト	電子マニフェストを採用している。			産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)に加え、排出事業者の求めに応じて、電子マニフェスト対応が可能であること。 【書面審査資料】 加入証の写し(直近3ヶ月以内のもの)	3		
43			施設公開	施設を排出事業者に随時公開している。			施設を排出事業者に随時公開している。 【現地審査資料】 公開を確認できる書面(訪問者リスト等)	2		
44			危機管理マニュアル	事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。			事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。 *訓練には消防訓練も含む。 【現地審査資料】 マニュアル、連絡網の整備状況、訓練・教育実施等の書面	3		
45			廃棄物処理	施設屋内設置	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。			飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書が受領印が押された表紙も含む 【現地での確認事項】 許可申請の事前計画書に基づき、「環境保全上適切な施設」が設置されている。	3	
46				監視装置	外部からの侵入等に備え監視装置が設置されている。			外部からの侵入等に備え監視装置が設置されている。	3	
47	施設内車両待機スペースの確保	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。				施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書が受領印が押された表紙も含む	2			
48	トラックスケール等設置	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等を設置している。				処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等の計量設備が施設にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。 【書面審査資料】*、いずれかの資料 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書が受領印が押された表紙も含む トラックスケール以外の軽量システムの場合は、そのシステムが分かる書面	2			

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準				自己評価	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	必須項目は (ブルダウ) 必須項目は ×	ファイリング 時のチェック
					書面審査	現地審査				
49	安定性	廃棄物処理	施設内外整理整頓	施設の内外が整理・整とんされ、清潔である。			施設の内外、車庫等が整理・整とんされ、清潔である。(現地確認ができない場合は、写真確認) 【書面審査資料】 許可申請の事前計画書の場内配置図等 事前計画書が受領印が押された表紙も含む	3		
50			複数リサイクルルート確保	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。			常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。 【書面審査資料】 リサイクルフローが確認できる書面	3		
51			監督者常駐	安全、かつ、安定的な処理を行うために、処理技術に精通した監督者を常駐させている。			安全、かつ、安定的な処理を行うために、処理技術に精通した監督者を常駐させている。 【現地審査資料】 監督者の常駐が確認できる書面(組織図等)	2		
52			作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。			日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。 【書面審査資料】 作業日報等として使用している書面様式	3		
配点/得点								95点	点	
産廃エキスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上								得点率	%	
<p>該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。 なお、「該当しない場合」については、以下の表を参照してください。</p> <p>【該当しない場合】</p>										
8	違法性	管理体制	施設維持管理記録	廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設に該当しない場合は、「-」を選択してください。	-	-				
9			インターネット情報公開(施設の維持管理記録)	焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等熔融施設、PCB処理施設における廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「-」を選択してください。	-	-				
15	安定性	処理物	廃棄物とリサイクルの区分保管	医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択してください。	-	-				
24			経営的	インターネット情報公開 施設の維持管理記録	焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿熔融施設、PCB処理施設を除く廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「-」を選択してください。	-	-			
40		管理体制	資源伝票保管	売却(再生)が不可能な廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択してください。	-	-				
41			資源の排出者への説明	売却(再生)が不可能な廃棄物及び医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択してください。	-	-				
50	処理物	複数リサイクルルート確保	医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択してください。	-	-					
八王子市の中核市移行に伴い、八王子市において産業廃棄物処理を行う場合は、評価要領の内容を下記のとおり読み替えてください。										
7	違法性	管理体制	処理状況報告書	東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。)に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。 東京都廃棄物条例を「八王子市産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱」に読み替える。						
10			処理物	排ガス適合	すべての収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。 中間処理業で使用する車両(ディーゼル車両で、営業車、連絡車等を含む)のすべてが、国、都及び八王子市の排ガス規制に適合している。					

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準				自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			審査の基準及び内容	配点	他は必須項目は (プルダウン)	ファイリング 時のチェック	
					書面審査	ヒアリング 確認	現地審査 目視					
53			インターネット情報公開環境保全管理資格者数	環境保全技術に関する資格者を有し、その資格取得状況(取得者数)をインターネット上で公開している。(環境保全技術に関する資格:公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者)				環境保全技術に関する資格者を有し、その資格取得状況(取得者数)をインターネット上で公開している。 環境保全技術に関する資格(公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者(士))を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	2			
54			インターネット情報公開財務諸表	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付				直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	3			
55	先進的な取組	経営的事項	高齢者等雇用	高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。				高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。 【基準項目】 役員等を除き、60歳を超える従業員を雇用している。 障害者を雇用している。 【現地審査資料】 高齢者雇用、障害者雇用等が確認できる書面(従業員名簿等)	2			
56			ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。				都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ボランティア活動が確認できる書面(パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等)	2			
57			企業の社会的責任体制(環境に関する基本方針)	環境に関する基本方針を定めている。CSR報告書や環境報告書を作成している。					環境に関する基本方針を定め、環境報告書等を作成している。 【現地審査資料】*、すべての資料 環境に関する基本方針 環境報告書等 環境報告書とは、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書です。冊子・印刷物、インターネットでの公開、CD等の媒体で事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称します。	5		
58			技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)					先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、又は、実務での改善、創意工夫を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。) 【書面審査資料】*、いずれかの資料 中間処理業における開発、研究、実務での改善、創意工夫の取組状況が確認できる書面 持続的な計画により、自らの事業等への応用、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、実務での改善、創意工夫を推進していることが確認できる書面	3		
59			認証取得	ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション2.1若しくはエコアクション2.1と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。				ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション2.1若しくはエコアクション2.1と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。 【書面審査資料】 登録証等の写し(有効期間内のもの)	3			

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法			配点	必須項目は、 (ブルダウ) 他は点数選択	ファイリング 時のチェック
					書面審査	ヒアリング ・ 目視	現地審査			
60			LCA	環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてLCA分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。				3		
61			地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。				3		
62			カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。				2		
63	先進的な取組	経営的取組	エコドライブ	「エコドライブのすすめ10ヶ条」(エコドライブ普及連絡会制定)等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。				2		
64			低公害・低燃費車両、重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)又は低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。				3		
65			グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。				2		

(3) 中間処理業

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準				自己評価	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	自己評価 (ブルダウ)	自己評価 (ファイリング)
					書面審査	現地審査				
66	管理体制		インターネット情報公開(料金表等)	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。			料金表、料金算定式、個別見積もり等 【基準項目】 料金表、料金算定式、個別見積もり等 【書面審査資料】*、すべての資料 公開画面の写し 自社ホームページ上からリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し。 情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	3		
67		環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 (例) ・環境汚染賠償責任保険 ・土壌汚染浄化費用負担保険 ・請負業者用環境汚染賠償責任保険			産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は対象外 【基準項目】 環境汚染賠償責任保険 土壌汚染浄化費用負担保険 請負業者用環境汚染賠償責任保険 【書面審査資料】 保険証書の写し	3			
68	先進的な取組	廃棄物処理	排出事業者へのリサイクルの啓発	排出事業者に対して適正処理並びに分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。			排出事業者に対して適正処理並びに分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。 【書面審査資料】 取組状況を確認できる書面等	2		
69			ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者に提供している。			ICタグ、GPS・ドライブレコーダー(GPS機能付)等による車両追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者に提供できる。 【現地審査資料】 追跡システムの使用状況を確認できる書面等	3		
70			性状分析体制	受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。			受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。 環境影響の恐れのない廃棄物を扱っている処分施設は対象外 【現地審査資料】 自社施設又は外部の分析機関において、廃棄物の性状分析が行なえる体制であることが確認できる書面	3		
71			自主的な生活環境への影響評価	廃掃法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全について、施設稼働後も自主的に生活環境への影響評価を行い、地域環境の保全に配慮している。			廃掃法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全について、施設稼働後も自主的に生活環境への影響評価を行い、地域環境の保全に配慮している。 【現地審査資料】 自主的な生活環境影響評価の実施記録(測定記録等)	3		
72			省資源・省エネルギーへの取組	処分過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいる。(余熱利用による発電等も含む。)			処分過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーへの取組、削減目標があり、継続的に実施されている。(余熱利用による発電等も含む。) 【現地審査資料】 省資源・省エネルギーの具体的な取組が確認できる書面(取組の効果が分かるエネルギー使用量の推移等)	3		
73	ゼロエミッションへの取組	最終処分量を減らすために、処理過程におけるゼロエミッションに取り組んでいる。			最終処分量を減らすために、処理過程におけるゼロエミッションに取り組んでいる。 【現地審査資料】 ゼロエミッションの取組が確認できる書面(リサイクル率の推移等)	3				
配点/得点								58点	点	
産廃エキスパート 60%以上								得点率	%	
<p>該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) チェック欄の記入方法: 本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。 なお、「該当しない場合」については、以下の表を参照してください。</p>										

(4) 専門性
収集運搬業(積替え保管を除く)

番号(自己評価表)	評価要領(自己評価表)				評価基準			<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。
	評価項目	中項目	小項目	内容(収集運搬)	審査の方法			
					書面審査	ヒアリング・書類確認	現地審査 目視	
					審査の基準及び内容			
1	専門性(感染性廃棄物)	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成24年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。			「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成24年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。 【現地審査資料】 管理規程に相当する書面	
2			手順書	感染性廃棄物の収集運搬について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。			感染性廃棄物の収集運搬について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。 【現地審査資料】 手順書に相当する書面	
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。			感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。 【基準項目】 微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能 【現地審査資料】 教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面	
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも毎年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。			感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも毎年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。 収集運搬業(積替え保管を除く)の評価基準表における自己評価番号21「健康診断」の書面審査資料に、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面を添付。 【書面及び現地審査資料】 定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	
5			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。			ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。 【現地審査資料】 導入状況又は活用していることが確認できる書面	
6		車両の状況	収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。			収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。 【基準項目】 運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用する。又は運搬車両等に仕切りを設ける等の措置を講じている。		
7		危機管理	収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。			収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。		
8		受入確認	廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。			廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。 【現地審査資料】 過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの		
9		混合防止	感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物が混合しないよう措置を講じている。			感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物が混合しないよう措置を講じている。 【基準項目】 感染性廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じている。		
10		容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。			感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。 【現地審査資料】 納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面		

(空白ページ)

(4) 専門性
収集運搬業（積替え保管を含む）

番号 (自己評価積保)	評価要領（自己評価表）				評価基準			<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬・積保)	審査の方法			
					書面審査	ヒ書ア類確認 目視	現地審査	
					審査の基準及び内容			
1	専門性（感染性廃棄物）	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。			「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月環境省改正）等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。 【現地審査資料】 管理規程に相当する書面	
2			手順書	感染性廃棄物の収集運搬及び積替・保管について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。			感染性廃棄物の収集運搬及び積替・保管について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。 【現地審査資料】 手順書に相当する書面	
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。			感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。 【基準項目】 微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能 【現地審査資料】 教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面	
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。			感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。 収集運搬業（積替え保管を含む）の評価基準表における自己評価表番号29「健康診断」の書面審査資料に、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面を添付。 【書面及び現地審査資料】 定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	
5			管理者設置	施設に廃棄物の管理者を置いている。			施設に廃棄物の管理者が常時置かれている。 【現地審査資料】 管理者の設置が確認できる書面（組織図、配置図等）	
6			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。			ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。 【現地審査資料】 導入状況又は活用していることが確認できる書面	
7		廃棄物処理	車両の状況	収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。			収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。 【基準項目】 運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用する。又は運搬車両等に仕切りを設ける等の措置を講じている。	
8			危機管理	収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。			収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	
9			腐敗防止	感染性廃棄物の積み替え保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。			感染性廃棄物の積み替え保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。	
10			受入確認	廃棄物の受領にあたっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。			廃棄物の受領にあたっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。 【現地審査資料】 過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの	

(4) 専門性
 収集運搬業(積替え保管を含む)

番号 (自己評価表)	評価要領(自己評価表)				審査の方法			評価基準	<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。
	評価項目	中項目	小項目	内容 (収集運搬・積保)	書面審査	現地審査			
						ヒアリング・確認	目視		
11	専門性(感染性廃棄物)	廃棄物処理	保管量	感染性廃棄物の積み替えを行う場合は施設内で行っており、保管量は可能な限り少量で、かつ、速やかに処理施設に搬入している。				感染性廃棄物の積み替えを行う場合は施設内で行っており、保管量は可能な限り少量で、かつ、速やかに処理施設に搬入している。また感染性廃棄物が他のものと混合しないように保管されている。	
12			混合防止	感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。				感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。 【基準項目】 感染性廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じている。	
13			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。				感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。 【現地審査資料】 納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面	

(4) 専門性
中間処理業

番号 (自己評価表)	評価要領(自己評価表)				審査の方法			評価基準	<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。	
	評価項目	中項目	小項目	内容 (中間処理)	書面審査	現地審査				
						ヒアリング・確認	目視			
1	専門性(感染性廃棄物)	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。				「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成24年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。 【現地審査資料】 管理規程に相当する書面		
2			手順書	感染性廃棄物の中間処理について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。				感染性廃棄物の中間処理について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。 【現地審査資料】 手順書に相当する書面		
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。					感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。 【基準項目】 微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能 【現地審査資料】 教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面	
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。					感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。 中間処理業の評価基準表の評価基準表における自己評価表番号32「健康診断」の書面審査資料に、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面を添付。 【書面及び現地審査資料】 定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	
5			管理者設置	施設に廃棄物の管理者を置いている。					施設に廃棄物の管理者が常時置かれている。 【現地審査資料】 管理者の設置が確認できる書面(組織図、配置図等)	
6			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。					ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。 【現地審査資料】 導入状況又は活用していることが確認できる書面	
7			危機管理	施設には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。					施設には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	
8			腐敗防止	感染性廃棄物の中間処理までの保管に当たっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。					感染性廃棄物の中間処理までの保管に当たっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。	
9			受入確認	廃棄物の受け入れに当たっては、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等にも注意が払われている。					廃棄物の受け入れに当たっては、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。 【現地審査資料】 過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの	
10			保管量	施設に搬入された感染性廃棄物は速やかに処理している。やむを得ず感染性廃棄物を保管する場合は、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行っている。					施設に搬入された感染性廃棄物は速やかに処理している。やむを得ず感染性廃棄物を保管する場合は、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行っている。また感染性廃棄物が他のものと混合しないように保管されている。	
11			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。					感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。 【現地審査資料】 納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面	

19 現地審査資料チェック表

- 1 収集運搬業（積替え保管を除く）
- 2 収集運搬業（積替え保管を含む）
- 3 中間処理業

(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）

評価の区分		評価項目		内 容 【評価基準表（別表1）を参照】	チェック欄		
産廃エキスパート	産廃プロフェッショナル	遵法性	管理体制	4	マニフェスト	過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの *更新申請者は前回の審査時以降のマニフェストのうち指定するもの	
				5	処理帳簿	指定したマニフェストと照合する処理帳簿	
				6	委託契約書	指定したマニフェストと照合する委託契約書	
		廃棄物処理	9	飛散防止措置	【車両の目視確認のできない場合】 収集運搬車両の種類ごとの写真		
			管理体制	23	講習会修了者配置	【 、 のすべての資料】 認定講習会修了証（有効期間内であること） 公開していることを示す書面	
		24		業務マニュアル	廃棄物処理に関する業務マニュアル及び安全作業マニュアル等		
		26		社内目標設定	社内目標設定が確認できる書面等		
		28		危機管理マニュアル	危機管理マニュアル、連絡網の整備状況、訓練・教育実施等の書面		
		廃棄物処理	29	施設内外整理整頓	【実地確認ができない場合】 施設内外、車庫等の写真		
			30	作業実態の把握・管理	作業日報等の書面		
	先進的な取組		経営的事項	32	高齢者等雇用	高齢者雇用、障害者雇用等が確認できる書面（従業員名簿等）	
		33		ボランティア活動	ボランティア活動が確認できる書面等（パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等）		
		34		企業の社会的責任体制	【 、 すべての資料】 環境に関する基本方針 環境報告書等		
		40		エコドライブ	エコドライブの取組状況が確認できる書面（教育実施記録等）		
		41		低公害・低燃費車両、重機	【 、 すべての資料】 導入している車両が確認できる書面（車検証の写し等） 導入している低公害型重機が確認できる書面（仕様書等）		
		42		グリーン購入	グリーン購入を計画的かつ継続的に取組んでいることが確認できる書面等 （物品購入仕様書、取組方針等）		
		45	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	追跡システムの使用状況が確認できる書面等			
	専門性	管理体制	1	管理規程	管理規程に相当する書面		
			2	手順書	手順書に相当する書面		
			3	教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うにあたっての教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面		

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

評価の区分	評価項目		内 容 【評価基準表(別表1)を参照】	チェック欄	
専門性	管理体制	4	定期健診	定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	
		5	ICタグ等	導入状況又は活用していることが確認できる書面	
	廃棄物処理	8	受入確認	過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの	
		10	容器の適正利用	納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面	

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

項目		資料名	内 容 【評価基準表（別表1）を参照】	チェック欄	
事前計画書		直近の事前計画書	施設概要、施設内配置図、保管場所、保管容量等を確認		
評価の区分	評価項目		内 容 【評価基準表（別表1）を参照】	チェック欄	
産廃エキスパート	産廃プロフェッショナル	遵法性	4 マニフェスト	過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの *更新申請者は前回の審査時以降のマニフェストのうち指定するもの	
			5 処理帳簿	指定したマニフェストと照合する処理帳簿	
			6 委託契約書	指定したマニフェストと照合する委託契約書	
		廃棄物処理	10 飛散防止措置	【車両の目視確認のできない場合】 収集運搬車両の種類ごとの写真	
	安定性	経営的事項	24 施設の緑化	【自然保護条例対象の場合】 緑化計画書の写し	
			管理体制	31 講習会修了者配置	【 、 のすべての資料】 認定講習会修了証（有効期限内であること） 公開していることを示す書面
		32 業務マニュアル		廃棄物処理に関する業務マニュアル及び安全作業マニュアル等	
		34 社内目標設定		社内目標設定が確認できる書面等（ISO環境方針等）	
		35 資源伝票保管		【 、 のいずれかの資料】 売却伝票 売却に係る帳簿等 （売却（再生）を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取扱う場合は対象外）	
		36 資源の排出者への説明		排出事業者との契約書 （売却（再生）を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取扱う場合は対象外）	
		38 施設公開	公開を確認できる書面（訪問者リスト等）		
	39 危機管理マニュアル	マニュアル、連絡網の整備状況、訓練・教育実施等の書面			
	廃棄物処理	46 作業実態の把握・管理	作業日報等の書面		
	先進的な取組	経営的事項	48 高齢者等雇用	高齢者雇用、障害者雇用等が確認できる書面（従業員名簿等）	
49 ボランティア活動			ボランティア活動が確認できる書面等（パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等）		
50 企業の社会的責任体制			【 、 全ての資料】 環境に関する基本方針 環境報告書等		
56 エコドライブ			エコドライブの取組状況が確認できる書面（教育実施記録等）		

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

評価の区分		評価項目		内 容 【評価基準表（別表1）を参照】	チェック欄	
産廃エキスパート	先進的な取組	経営的事項	57	低公害・低燃費車両、重機	【 全ての資料】 導入している車両が確認できる書面（車検証の写し等） 導入している低公害型重機が確認できる書面（仕様書等）	
			58	グリーン購入	グリーン購入を計画的かつ継続的に取組んでいることが確認できる書面等 （物品購入仕様書、取組方針等）	
		廃棄物処理	61	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	追跡システムの使用状況が確認できる書面等	
専門性	管理体制	1	管理規程	管理規程に相当する書面		
		2	手順書	手順書に相当する書面		
		3	教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うにあたっての教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面		
		4	定期健診	定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面		
		5	管理者設置	管理者の設置が確認できる書面		
		6	ICタグ等	導入状況又は活用していることが確認できる書面		
	廃棄物処理	10	受入確認	過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの		
		13	容器の適正利用	納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面		

(3) 中間処理業

項目		資料名		内 容 【評価基準表(別表1)を参照】	チェック欄					
事前計画書		直近の事前計画書		施設概要、施設内配置図、保管場所、保管容量等を確認						
評価の区分	評価項目			内 容 【評価基準表(別表1)を参照】	チェック欄					
産廃エキスパート	産廃プロフェッショナル	遵法性	管理体制	4 マニフェスト	過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの *更新申請者は前回の審査時以降のマニフェストのうち指定するもの					
				5 処理帳簿	指定したマニフェストと照合する処理帳簿					
				6 委託契約書	指定したマニフェストと照合する委託契約書					
				8 施設維持管理記録	当該記録					
	安定性	産廃プロフェッショナル	経営的事項	27 施設の緑化	【自然保護条例対象の場合】 緑化計画書の写し					
				34 処理施設(法外)の記録	点検・検査を確認できる書面					
		産廃エキスパート	産廃プロフェッショナル	管理体制	35 講習会修了者配置	【、のすべての資料】 認定講習会修了証(有効期間内であること) 公開していることを示す書面				
					36 業務マニュアル	廃棄物処理に関する業務マニュアル及び安全作業マニュアル等				
					39 社内目標設定	社内目標設定が確認できる書面等(ISO環境方針等)				
					40 資源伝票保管	【、のいずれかの資料】 売却伝票 売却に係る帳簿等 (売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取扱う場合は対象外)				
					41 資源の排出者への説明	排出事業者との契約書 (売却(再生)を行わない廃棄物及び医療系廃棄物のみを取扱う場合は対象外)				
					43 施設公開	公開を確認できる書面(訪問者リスト等)				
					44 危機管理マニュアル	マニュアル、連絡網の整備状況、訓練・教育実施等の書面				
					産廃エキスパート	産廃プロフェッショナル	廃棄物処理	51 監督者常駐	監督者の常駐が確認できる書面(組織図等)	
								52 作業実体の把握・管理	作業日報等の書面	
					先進的な取組	産廃エキスパート	経営的事項	55 高齢者等雇用	高齢者雇用、障害者雇用等が確認できる書面(従業員名簿等)	
		56 ボランティア活動	ボランティア活動が確認できる書面等(パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等)							
		57 企業の社会的責任体制	【、すべての資料】 環境に関する基本方針 環境報告書等							

(3) 中間処理業

評価の区分		評価項目		内 容 【評価基準表(別表1)を参照】	チェック欄		
産廃エキスパート	先進的な取組	経営的事項	63	エコドライブ	エコドライブの取組状況が確認できる書面(教育実施記録等)		
			64	低公害・低燃費車両、重機	【、すべての資料】 導入している車両が確認できる書面(車検証の写し等) 導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等)		
			65	グリーン購入	グリーン購入を計画的かつ継続的に取組んでいることが確認できる書面等 (物品購入仕様書、取組方針等)		
		廃棄物処理	69	ICタグ・GPS等の追跡管理システム	追跡システムの使用状況が確認できる書面等		
			70	性状分析体制	分析体制が確認できる書面		
			71	自主的な生活環境への影響評価	自主的な生活環境影響評価の実施記録(測定記録等)		
			72	省資源・省エネルギーへの取組	省資源・省エネルギーの具体的な取組が確認できる書面 (取組の効果が分かるエネルギー使用量の推移等)		
			73	ゼロエミッションへの取組	ゼロエミッションの取組が確認できる書面(リサイクル率の推移等)		
		専門性	管理体制	1	管理規程	管理規程に相当する書面	
				2	手順書	手順書に相当する書面	
3	教育・訓練			感染性廃棄物を取り扱うにあたっての教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面			
4	定期健診			定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面			
5	管理者設置			管理者の設置が確認できる書面			
6	ICタグ等			導入状況又は活用していることが確認できる書面			
廃棄物処理	9		受入確認	過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの			
	11		容器の適正利用	納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面			